

年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書
の作成及び発送準備業務（令和９年度）

仕様書

日本年金機構特定事業部

令和８年１０月

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の目的

年に1回、支給金額（改定）通知書と振込通知書を一体化した通知書（以下「統合通知書」という。）を作成し、年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の受給者へお知らせをする。

(2) 委託業務の概要

通知書の作成、日本年金機構（以下「機構」という。）より貸与される外部電磁的記録媒体に収録されているデータの編集、作成した通知書へのデータ印字、通知書への圧着加工または同等の加工、郵便番号区分業務を行い、機構が別途指定する日本郵便株式会社へ引渡すまでの一連の作業を行う。（別紙1「業務フロー図（予定）」参照）

当該業務の主体的部分は再委託することはできない。再委託可能な一部工程の詳細は別途、委託要領に記載する。

業務の主体的部分を除く一部であっても、個人情報等が目に触れる業務を再委託することはできない。

(3) 定義

本仕様書において、用語の定義は以下のとおりとする。

① 個人情報

ア 年金個人情報

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第38条に規定する情報をいう。具体的には、被保険者、年金受給権者等にかかる基礎年金番号、氏名、生年月日等の本人基本情報及び給付や保険料納付等に関する情報であるが、これらの情報により、被保険者又は受給者個人が識別されるものに限る。（性別や生年月日のように、当該情報のみでは個人が識別されないようなものは、年金個人情報にならない。）

イ 個人情報

年金個人情報及び特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する情報）をいう。

ウ 事業所情報

社会保険オンラインシステムで管理している事業所に係る情報（事業所の名称、所在地等）のうち、債権管理情報（保険料の調定額、収納額等）、滞納処分に関する情報及び相談事跡の情報をいう。

エ 個人情報等

個人情報、事業所情報、その他の日本年金機構（以下「機構」という。）の基幹業務（公的年金の適用、徴収、年金給付及び相談に関する業務）を行うために作成又は取得する情報及び本委託業務を通じて知り得た一切の情報をいう。

※ 委託業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）の労務管理等のために保持している情報は、本仕様書において個人情報等には含まれない。

② 電子計算機

ア 電子計算機

サーバ装置、パソコン、タブレット、スレートPC、プリンタ等の周辺機器及び通信回線装置をいう。

イ 電子計算組織

電子計算機とネットワークにより構成される情報システムをいう。

③ 再委託

受託事業者が、業務の一部を他の会社（再委託先が子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に請け負わせること。

なお、次のア又はイの場合は再委託に該当しない。

ア 運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合。

イ 機構の了承を得た上で、グループ企業体が相互連携（業務分担）してそれぞれの事業を実施（共同受託）する場合。

④ 営業日

次のア～エを除く日のことをいう。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

ウ １２月２９日から翌年１月３日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

エ その他機構が特に指定する日

2 委託予定件数

2, 768, 400件

※数量は予定数であることから、増減があり得る。

3 委託業務の期間

委託期間 契約締結日～令和９年６月３０日（契約終了日）

履行期間 令和９年５月２４日（履行開始日）～
令和９年６月２３日（履行終了日）

※ 履行期間とは、委託期間のうち、納品を行うための作業等が可能となる日（履行開始日）から、最終納品の検査合格後に個人情報等の返却・廃棄等を行った旨を機構に報告する日（履行終了日）までのことをいう。

4 納品日

委託要領のとおり

5 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

6 作業手順

仕様書のほか、業務委託契約書及び業務委託契約書に付属する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。

7 所管部署（連絡先）

日本年金機構特定事業部特定通知グループ

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：０３－５３４４－１１００（内線３１８６）

担当：酒井、小島

８ 受託事業者を求めるサービス水準

目標とすべき業務のサービス品質に関する合意（以下「ＳＬＡ」という。）は、別紙２「受託事業者を求めるサービス水準について」のとおり

９ 処理体制の申請等の手続き

処理体制等について、以下に掲げる期日までに必要な申請等の手続きを行うこと。

変更、廃止等を行う場合については、変更、廃止等を行う日の前営業日までに必要な手続きを行うこと。

業務委託員（具体的には下記（１）①から③及び下記（２）①から③までの者をいう。）については本業務を遂行するために最低限必要な範囲の者とし、受託事業者が直接雇用すること。ただし、繁忙期等の業務履行体制を充足するため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）に基づいた労働者派遣契約による対応を行う場合は、機構が扱う個人情報等の重要性及び特殊性に鑑み、労働者派遣契約においても、個人情報等の取扱いをはじめとする機構と受託事業者との契約内容と同等以上の内容とし、（２）④により、あらかじめ機構の承認を得ること。

（１）個人情報等保護に関する管理体制（下記の①～③は、別紙１３－５「管理者等申請書」により提出し、変更する場合は、別紙３－２「業務委託員名簿（変更）」により提出すること。）

① 総括管理責任者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「７ 所管部署（連絡先）」

② 部署管理者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「７ 所管部署（連絡先）」

※部署管理者は、履行場所ごとに１名配置すること。

③ 点検管理者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「７ 所管部署（連絡先）」

※点検管理者は、総括管理責任者、部署管理者、現場責任者及び監査を行う者と異なる者としてすること。

④ 個人情報等や機密情報の取扱いに関する点検及び監査体制の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「７ 所管部署（連絡先）」

⑤ 業務委託員と守秘義務契約書を締結したことの報告（別紙４－２「守秘義務契約締結報告書」）

期 限：令和９年４月５日

提出先：「７ 所管部署（連絡先）」

※別紙４－２「守秘義務契約締結報告書」は、別紙３－１「業務委託員名簿」（又は別紙３－２「業務委託員名簿（変更）」）及び業務委託員と締結した別紙４－１「守秘義務契約書」の写しと同時に提出すること。

※業務委託員の変更がある都度、提出すること。

(2) 業務の履行に関する体制（下記の①～③の者は別紙 3-1「業務委託員名簿」により提出し、上記(1) ①～③の者についても記載すること。変更する場合は、別紙 3-2「業務委託員名簿（変更）」により提出すること。）

① 現場責任者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から 1 名以上指名すること。

② 現場責任者補助者の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から 1 名以上指名すること。

③ 作業者の届出

期 限：令和 9 年 4 月 5 日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

④ 労働者派遣契約を行う場合の申請（別紙 5「労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を行う場合について」により提出）

期 限：労働者派遣契約履行日の 10 日前まで

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

(3) 再委託に関する申請

期 限：再委託開始予定日の 10 日前まで

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※運用仕様書提出時に別紙 13-6「再委託承認申請書」を提出している場合を除く。

(4) 事故発生時の緊急対応体制の届出（別紙 13-5「管理者等申請書」により提出し、変更する場合も、別紙 13-5「管理者等申請書」により提出すること。）

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

※事故発生時には事故対応責任者は直ちに事実関係の調査及び原因の究明を行う体制を整備し、機構に報告すること。併せて、再発防止策検討責任者は再発防止策の検討及び決定を行う体制を整備し、報告すること。

(5) 業務の履行場所等に関する届出（別紙 13-5「管理者等申請書」により提出し、変更する場合も、別紙 13-5「管理者等申請書」により提出すること。）

① 業務の履行場所の申請

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

② 委託業務で取り扱う個人情報等の保管場所の届出

期 限：運用仕様書の提出日

提出先：「7 所管部署（連絡先）」

10 委託条件等

(1) 業務の履行場所に関する事項

- ① 受託事業者は、受託事業者が用意した入退室管理が可能である特定の事務室（以下「特定の事務室」という。）で委託業務を行うこと。なお、入退室管理とは、電子錠、生体認証又はそれに準ずる設備により、関係者のみが知り得る（持ち得る）情報によって入退室が管理されているものとする。
- ② 受託事業者は、特定の事務室への入退室の状況を記録し、当該記録の検査を定期的に行うこと。
- ③ 受託事業者は、サーバ等の機器を設置する場所について入退室の権限を有するものを限定し、入退室記録の管理が可能な措置を講ずること。
- ④ 受託事業者は、特定の事務室のうち、特定個人情報を取り扱う区域を定め、他の区域と明確に区分できるよう事務室の図面等を作成するとともに、特定個人情報取扱者以外の者による書類の持出しや覗き見等を防止する措置を講ずること。また、機構から事務室の図面等の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
- ⑤ 受託事業者は、特定の事務室内の整理整頓に心がけ、火気等には十分留意すること。
- ⑥ 受託事業者は、業務委託員の私物のスマートフォン等の撮影機器及び記録媒体を特定の事務室に持ち込むことを禁止すること。ただし、業務連絡用として部署管理者が認めたものを除く。その他の私物については必要最低限とするよう努めるものとする。
- ⑦ 受託事業者は、委託業務で使用する電子計算機において、盗難又は紛失等を防止するため、物理的な安全管理措置を講ずること。

(2) 個人情報等の取扱いに関する事項

- ① 受託事業者は、委託業務で取り扱う個人情報等について、受託事業者の役員、受託事業者の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託事業者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者等を含め、業務委託員以外の者に伝達又は漏えいを防止する措置を講ずること。また、目的外利用を行ってはならないこと。さらに、受付、搬送等の委託業務の実施に必要な場合を除き、特定の事務室以外の場所に持ち出してはならないこと。
- ② 受託事業者は、個人情報等の取扱状況にかかる規定等の遵守状況について、定期的に点検・監査を行うとともに、その記録を管理すること。
- ③ 受託事業者は、業務委託員に対し、履行開始日の前営業日までに又は履行開始日以後に初めて委託業務を行う業務委託員の業務開始前までに、日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令にかかる教育を実施すること。さらに、履行開始日以後においても定期的に教育を行い、個人情報等の取扱いを徹底すること。

受託事業者は、日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められた守秘義務及び罰則規定、委託業務における遵守事項及び禁止行為、個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分、情報漏えいとその影響、インシデントが発生した場合の手順、別紙6「通報窓口のご案内」により受託事業者に契約違反などがある場合の通報窓口の周知、その他必要な留意事項について研修を行うこと。

上記研修の終了日が履行開始より前の場合は、履行開始日の前営業日までに、上記研修の終了日が履行開始日以降の場合は、研修終了後10日以内に、別紙7「研修実

施報告書」により、研修実施日を報告すること。

- ④ 受託事業者は、研修資料等、教育・研修・訓練の実施結果の提出を機構から求められた場合には、速やかに提出すること。なお、受託事業者が実施する研修において、上記③で示す研修項目を全て実施していないと機構が確認した場合、機構は、研修内容の改善及び研修の実施について、総括管理責任者等への指導又は受託事業者への指示を行うことができることとする。

(3) 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等）、電子データの取扱い

- ① 受託事業者は、委託業務で取り扱う個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの受領、搬送等については、その途上における漏えい、紛失、毀損等が発生しないよう措置を講ずること。
- ② 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び外部電磁的記録媒体の保管又は電子データの保存にあたっては、機構に届出した場所に保管又は保存するとともに、個人情報等の記録がない紙媒体及び外部電磁的記録媒体と混在させないこと。また、管理にあたっては、使用状況等（作成日（受領日）、作成者（受領者）、識別番号、情報の内容、数量、種類、利用目的、複写複製の有無、保管場所（電子データの場合は、電子データを保存した電子計算機の保管場所）、移送日（廃棄日、抹消日）移送者（廃棄者、抹消者）移送等確認（点検）者等）が分かる別紙8「個人情報等管理台帳」を履行場所ごとに作成するとともに、総括管理責任者及び部署管理者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。

機構から別紙8「個人情報等管理台帳」の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

- ③ 受託事業者は、保管庫の施錠を厳重に管理するとともに、保管庫の鍵の貸出状況等（鍵によらない施錠の場合は施錠状況等）を記録し、定期的に当該記録の検査を行うこと。
- ④ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの全部又は一部の複写複製（個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得を含む。）を行うことは、機構の指示があった場合を除き禁止することとし、複写複製の防止措置を講ずること。

ただし、委託業務の実施にあたり、複写複製を行うことが必要である場合については、あらかじめ機構の書面による承認を受けること。

- ⑤ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの複写複製を行った場合、当該複写複製物等についても、上記②及び③に準じた取扱いを行うこと。
- ⑥ 受託事業者は、外部電磁的記録媒体の受渡し及び移送に際し、電子政府推奨暗号リストに掲載された暗号化方式等を利用し、パスワードの設定を行うこと。なお、具体的な暗号化及びパスワードの設定方法等については、機構から別途提示される方法によること。
- ⑦ 受託事業者は、個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ及びこれらの複写複製物等について、委託業務の実施にあたり不要となった場合は、当該個人情報等の復元又は判読等が不可能な方法により、抹消又は廃棄を行うこととし、その結果を機構に報告すること。

※電子データの抹消方式例：米国国家安全保障局（NSA）推奨方式、米国国防総省準拠方式、もとのデータに異なるランダムなデータを複数回上書きする方法等

- ⑧ 受託事業者は、機構から貸与された紙媒体又は外部電磁的記録媒体について履行終了時又は機構から指示があった場合、速やかに返却すること。
- ⑨ 受託事業者は、履行終了時には別紙 9「個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書」及び別紙 8「個人情報等管理台帳」を提出することとし、提出に当たっては、機構が提供した個人情報等を返却していること及び取り扱った個人情報等が抹消又は廃棄されていることが確認できる証跡を添付すること。

(4) 業務処理要領等の書類等の貸与

- ① 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- ② 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、特定の事務室に保管するものとし、管理にあたっては、総括管理責任者及び部署管理者が、紛失・破棄等がないように最善の注意を払うこと。
- ③ 受託事業者は、機構から貸与された業務処理要領等の書類及びその情報（貸与後に複写したものを含む。）について、履行終了時又は機構から指示があった場合については、速やかに返還すること。

(5) 情報セキュリティ対策にかかる基本的要件

- ① 受託事業者は、機構から提供する個人情報等について、目的外利用を行ってはならないこと。
- ② 受託事業者は、仕様書等で定めた情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を定め、下記 13（1）で示す運用仕様書により機構に提出すること。
契約締結後、運用仕様書を変更する場合（上記 9 に関する申請等手続きは除く。）は、あらかじめ機構に申請（様式が定まっていない場合は任意。）を行い、機構の書面による承認を受けること。
- ③ 受託事業者は、情報セキュリティインシデントを含めた障害発生時、迅速に電子計算組織の稼働を回復するための措置又は委託業務を回復するための措置等を講ずること。また、重大な障害発生時には、委託業務の履行を補完できる体制を構築すること。
- ④ 受託事業者は、仕様書等で定めた内容の履行状況について、別紙 10「受託業務自主点検結果報告書」又は受託事業者が独自に作成する点検様式（別紙 10「受託業務自主点検結果報告書」で示す点検項目の全てが網羅されているものに限る。）により毎月確認すること。点検結果については、当該点検月の翌月までに機構に報告すること。
- ⑤ 上記④の点検結果又は機構が実施する検査により、情報セキュリティ対策等の履行が不十分であることが判明した場合、機構は、総括管理責任者等に指導を行い、不十分な対策の改善及び改善の履行を指示することができることとする。

(6) 業務品質の維持・向上

- ① 受託事業者は、委託業務の進捗状況等に関して、定期的に機構に報告すること。（定期報告の様式については、別紙 11 のとおり）
- ② 受託事業者は、委託業務の円滑な実施を目的として、業務品質の向上、SLA の達成状況等について、機構と定期的な打ち合わせ（以下「定例会議」という。）を行い

進捗管理に努めること。

- ③ 定例会議では、受託事業者は業務の進捗（スケジュール調整）、履行体制、SLA 達成状況、品質管理、情報セキュリティ対策、懸念事項等に関するについて、機構に報告すること。資料構成、開催場所等は機構と事前に協議すること。ただし、許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの（印刷ログのサンプルなど）、別紙 10「受託業務 自主点検結果報告書」、別紙 10 の付属「（参考）個人情報等保護セルフチェックシート」（業務委託員に対し、本資料により、個人情報等の保護に係る点検を徹底すること。）、上記（1）②の入退室状況が記録されたもの、下記（9）③のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの、下記（9）④のセキュリティパッチを月 1 回以上適用したことが分かるもの及び別紙 8「個人情報等管理台帳」については、定例会議の資料として機構に提出すること。なお、開催時期は、以下記載のとおり。
 - ・履行開始日の 10 日前までに実施すること。また、履行開始後は、履行終了日まで 1 回実施すること。開催日程については、契約締結後、速やかに機構と協議すること。
- ④ 受託事業者は、上記定例会議の終了後 3 営業日以内に、別紙 11「定例会議議事録」を作成し、機構に提出すること。
- ⑤ 受託事業者は、業務委託員に対し、履行開始日の前日まで及び随時に業務を実施するために必要な知識を習得するための研修を行い、業務品質の維持・向上に努めること。

（7）立入検査等の実施

- ① 機構は、運用仕様書に記載された内容（業務の履行体制、業務の履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制）が確保されているか、業務が履行できるか等の観点から、履行開始日の 4 営業日前までに、特定の事務室及び本案件に関係する事務所等（以下「特定の事務室等」という。）に立入検査を実施できるものとする。

立入検査の結果、履行開始に際し改善を要すると判断した場合、又は、上記 9（1）⑤で示す「守秘義務契約書」の写し及び上記 9（2）で示す「業務委託員名簿」（以下「業務委託員名簿等」という。）が履行開始日の 4 営業日前までに機構に提出されない場合は、履行開始日の前日までに改善すること及び改善結果の報告について、受託事業者に指示を行うことができることとする。

受託事業者は、改善が確認されるまで、又は、業務委託員名簿等が提出されるまでは、業務を履行開始することができない。

なお、受託事業者の責めにより履行期間が短縮された場合は、そのことを理由に履行終了日及び納品日の見直し等についての申し立てはできないものとする。また、機構は、受託事業者が履行開始日までに改善できなかった場合及び改善の見込みがないと認められた場合は、契約書に基づき、契約解除を行うことがある。
- ② 機構は、個人情報等の管理状況の確認、法令の遵守状況の確認、委託業務の進捗状況等の確認、その他随時に特定の事務室等（再委託先を含む）に立入検査を実施できるものとし（無予告の検査を実施する場合がある）、検査結果をもとに総括管理責任者等への指導、研修の実施、状況の改善及び改善結果の報告について、受託事業者に指示することができることとする。
- ③ 受託事業者は、履行開始日から 10 日以内に別紙 12「法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書」を、機構に提出すること。

- ④ 機構は、複写複製物等、その他委託業務の実施に当たり作成、汚損、毀損した個人情報等について、抹消又は廃棄の実施状況に関し、履行終了日から契約終了日までの間に、特定の事務室等に立入検査を実施できるものとする。

(8) 電子計算組織にかかるアクセス制限

- ① 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、個人情報等にアクセスできる業務委託員を必要最小限に特定し、当該者についてのみアクセス権限を付与すること。
 - ② 受託事業者は、アクセス権限を付与した業務委託員に、個人を識別できるIDを付与した上で、ID及びアクセス権限の付与・停止・抹消の履歴を記録、保存すること。
上記IDを付与する日の前営業日までに、別紙3-1「業務委託員名簿」により、機構にID付与対象者を報告すること。
 - ③ 受託事業者は、上記②のIDに紐づくパスワードを、12文字以上で、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種以上を組み合わせ設定とすること。
上記の設定ができない場合は、上記②のIDに紐づくパスワードを履行期間中に一度変更すること。
 - ④ 受託事業者は、可能な限り、ID及びアクセス権限の付与等、システムの設定変更が可能な権限（管理者権限等）を有する者には、多要素主体認証を採用すること。
- ※ 多要素主体認証とは、認証の3要素である「知識情報」、「所有情報」及び「生体情報」のうち、2つ以上を組み合わせ、単一要素による主体認証よりも強固な主体認証を行う方式をいう。

(9) 電子計算組織にかかる不正アクセスの防止対策

- ① 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織について、インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断すること。
インターネットから論理的に遮断する場合は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、インターネットへの通信が行われなくするため、各電子計算機又は通信経路上にある電子計算機においてインターネット通信が完全に遮断される設定を行うこと。
- ② 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において通信ネットワークを構築する場合は、閉域網又は専用線を使用すること。この通信経路は、インターネットに接続してはならない。
- ③ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のそれぞれにウイルス対策ソフトを導入し、その機能を常に有効にすること。また、毎営業日、ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用するとともに、ウイルススキャンを実施すること。
- ④ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月1回以上定期的に適用すること。ただし、著しい脆弱性が発見された等緊急措置が必要な場合には、速やかにセキュリティパッチを適用すること。
- ⑤ 受託事業者は、上記③で示すウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジン、並びに上記④で示すセキュリティパッチ（以下「パターンファイル等」という。）を適用する際には、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織以外の環境において、当該パターンファイル等を取得し、外部電磁的記録媒体を用いて委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織に取り込むこと。

- ⑥ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織において、サポート契約が終了しているソフトウェアを使用しないこと。
- ⑦ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、動作可能なウイルス対策ソフトが存在しない場合あるいはウイルス対策ソフト及びセキュリティパッチの適用によって動作保証が得られなくなる又は動作に不具合が生じ得る場合は、機構と協議の上、上記③④各々の代替措置を講ずることとし、適用することができなかった理由等を管理し、適用可能となった時点で適用すること。
- ⑧ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織のアクセス履歴、動作履歴及びその他必要な情報を取得するとともに、取得した情報の点検又は分析を定期的に行うこと。また、不正アクセスを検知するため、取得した情報を用いて当該組織の監視を行うこと。なお、取得した情報は、契約終了日から１年間保存し、機構より求めがあった場合は、当該情報を提出すること。
- ⑨ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、記録機能を有する機器への不正アクセスを防止するため、外部電磁的記録媒体の技術的又は物理的な接続制限等の措置を講ずること。物理的な接続制限措置のみを講じており、かつ接続制限措置を解除する場合は、権限者の承認を必須として、日時、目的、接続制限措置解除の承認者、接続制限措置を解除した者及び外部電磁的記録媒体を接続した操作者について記録すること。
- ⑩ 受託事業者は、委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機において、業務上、外部電磁的記録媒体の接続が必要な場合は、機構の委託業務のみで使用する外部電磁的記録媒体を用いることとし、その取扱者を限定するとともに、接続する前に外部電磁的記録媒体のウイルススキャンを実施すること。

(10) 委託条件等の準備期限

受託事業者は、令和９年４月５日までに、運用仕様書に記載の委託条件等（履行体制、履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制）を満たすための措置を講じること。ただし、業務開始後に措置すべき内容は除く。

なお、上記で講じる措置について、契約締結後に、委託条件等の準備計画書（様式任意）及び準備状況に関する進捗報告書（任意様式）の作成並びに機構への提出を求める場合がある。

その場合は、準備計画書及び準備状況進捗報告書の資料構成や記載すべき内容、提出スケジュール等について、機構と事前に協議すること。

1.1 業務研修

業務委託に際し、機構が実施する業務研修はない。

1.2 成果物の納品方法及び検査

成果物の納品方法及び検査については、仕様書等のとおりとする。

1.3 その他

(1) 仕様書等の明確化等

- ① 入札参加希望者は、履行体制、履行方法、個人情報等保護及び情報セキュリティ体制について、運用仕様書を作成の上、明確にすること。
- ② 運用仕様書は、別紙１３－１「運用仕様書作成手順」を基に作成すること。

- ③ 入札参加希望者は、運用仕様書を入札説明書で示す提出期限までに、上記「７所管部署（連絡先）」に提出すること。
- ④ 受託事業者が提出した運用仕様書は契約書の一部とする。
- ⑤ 業務の処理方法等、別途委託要領に定めがある場合は委託要領によることとする。
- ⑥ 仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、機構と受託事業者は協議の上、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わすこととする。
- ⑦ 上記⑥の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、機構と受託事業者が協議の上決定することとする。
- ⑧ 契約締結後、機構は、日本年金機構個人情報保護管理方針（プライバシーポリシー）、日本年金機構情報セキュリティポリシー等の改定により、契約書及び仕様書並びに委託要領に定める情報セキュリティ対策の要求水準を変更させる場合がある。この場合、受託事業者は、機構から求めがあった場合には、情報セキュリティ対策を変更した場合の影響調査を行い、その対処方法を検討することとし、影響調査の結果を書面にて速やかに機構に提出すること。
- ⑨ 機構は、上記⑧の影響調査の結果を踏まえ、受託事業者の対処方法及びその履行について、受託事業者と協議することができる。

（２）情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類の提出

受託事業者が委託業務開始前に機構に提出した情報セキュリティに関する第三者評価の認証を証明できる書類（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001の登録証の写し）において、契約期間中にその認証期間が切れる場合、受託事業者は、その認証期間を更新すること。

受託事業者は、認証終了日から１か月以内に、情報セキュリティに関する第三者評価の認証期間が更新されたことが証明できる書類の写しを機構に提出すること。なお、提出された第三者評価の認証期間が更新されたことが証明できる書類の写しは、受託事業者が機構と締結している全ての委託契約に共通して効力を有するものとし、契約毎の個別提出は要しない。

（３）実績及び評価結果の公表

機構は、契約期間終了後、当該業務の実績及び評価結果（受託事業者名、契約実績額等を含む。）を機構のホームページにより公表することがある。

（４）運用仕様書の審査等

- ① 入札希望者が提出した運用仕様書において、機構が求める体制及びサービス水準を満たしていないと判定された場合は、入札希望者は入札に参加することができない。入札希望者が入札に参加することができない場合、機構は、入札日の２営業日前までに書面により通知する。
- ② 機構は、業務履行場所で運用仕様書と委託業務の履行状況との照合を行うことがある。

（５）仕様書等の疑義照会

仕様書等に疑義が生じた場合、質問内容を令和８年１０月３０日から令和８年１１月

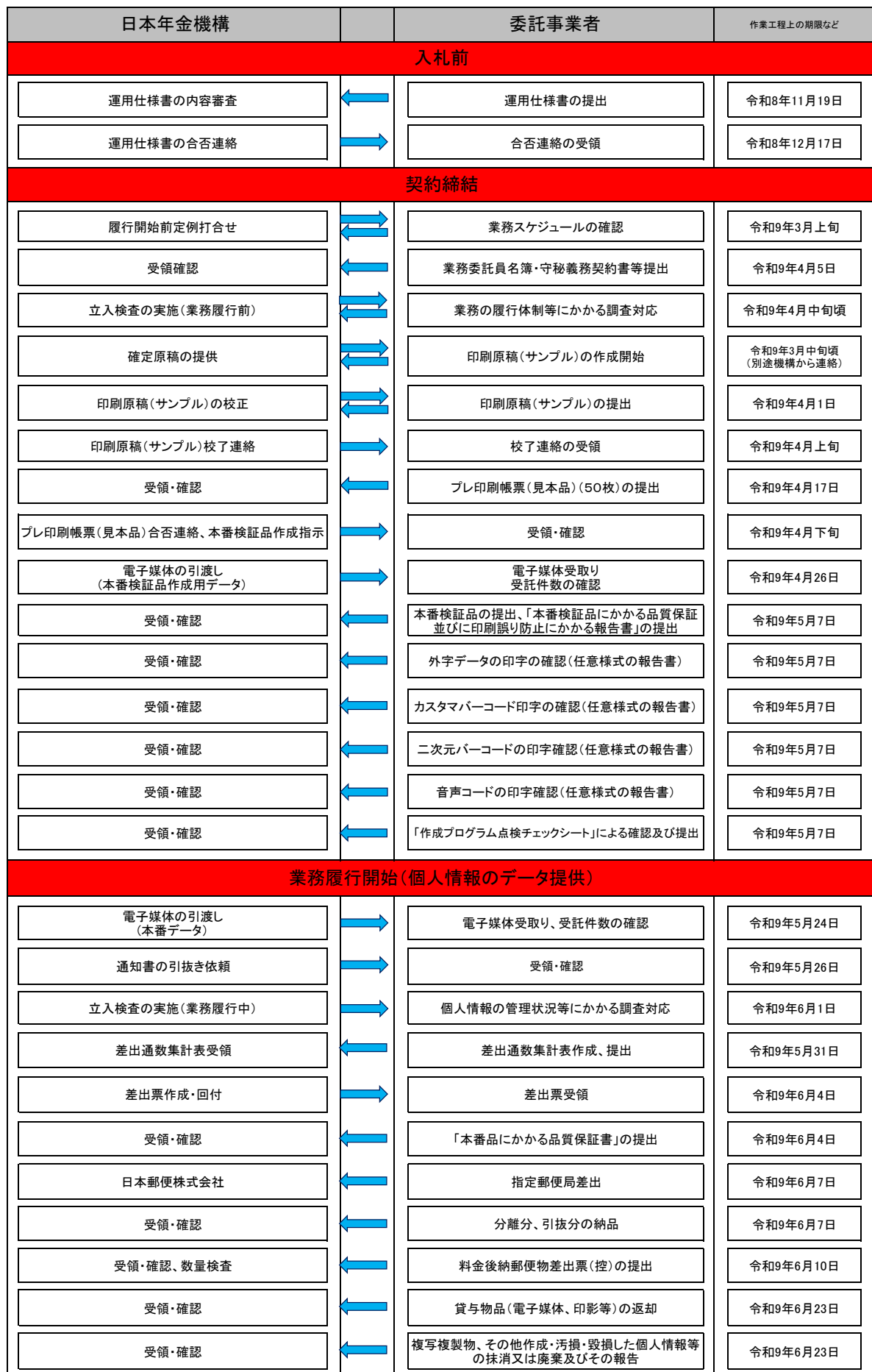
9日までに、FAXにて「7 所管部署（連絡先）」に提出すること。なお、様式は任意とする。

（6）立入検査時の証跡

機構は、上記10（7）で示す立入検査の実施の際、個人情報の管理状況や本業務の各作業工程における品質管理手法、事故を防止するための手法等がわかる資料を求める。

受託事業者は、機構から求められた資料を証跡として提出すること。

業務フロー図(予定)



受託事業者を求めるサービス水準について

(S L A : サービスレベルアグリーメント)

1. 業務委託の範囲（役割と責任の分担）

委託業務の範囲には、仕様書、業務委託契約書及び業務委託契約書に付属する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）のとおりとし、以下の表の「受託事業者」欄に○が付してある作業とする。

作業区分	作業内容	日本年金機構	受託事業者
電子媒体の貸与	電子媒体の引き渡し	○	
	電子媒体の受領		○
	受託件数の確認		○
	電子媒体の返却		○
技術試験品の作成	技術試験品の作成		○
	技術試験品の検証	○	
	検証結果の連絡	○	
	検証結果の取り込み		○
印刷原稿（サンプル）、 プレ印刷帳票（見本品） の作成	印刷原稿（サンプル）の作成		○
	印刷原稿（サンプル）の校正	○	
	プレ印刷帳票（見本品）の印刷開始指示	○	
	プレ印刷帳票（見本品）の作成		○
	プレ印刷帳票（見本品）の提出		○
データの編集・印字	データの印字		○
	外字データ、カスタマバーコード 二次元バーコード及び音声コード 印字の確認		○
	検証チェックシート等による確認		○
統合通知書の作成	本番検証品（試作品）の提出		○
	出力内容の検証	○	
	印字開始指示	○	
	統合通知書の作成		○
	圧着加工等		○
統合通知書の引き抜き	統合通知書の引き抜き依頼	○	
	統合通知書の引き抜き		○

	引抜分の納品		○
発送準備	郵便番号区分及び結束		○
差出通数集計表の作成・提出	差出通数集計表の作成		○
	差出通数集計表の提出		○
納品	指定郵便局への差出		○
	分離分等の納品		○

※作業の詳細は仕様書等を参照のこと。

2. サービス水準評価項目及びサービス水準

サービス水準評価項目と受託事業者が達成すべきサービス水準は以下のとおりとする。

サービス水準評価項目	サービス水準
業務履行体制の整備	仕様書等のとおり
個人情報保護に関する体制の整備	仕様書等のとおり
成果物の品質	仕様書等のとおり ※成果物は印字ミス等なく、100%の履行で納品すること。
履行期限（納期）	仕様書等のとおり ※納期遅延は0%とすること。

3. 運営ルール

業務品質の向上及びサービス水準達成のため、受託事業者は、仕様書等に定める以下の作業報告を日本年金機構に行うこと。

報告物名称	報告期限等	報告の様式等
外字データに関する報告	令和9年5月7日	任意様式
カスタマバーコード、二次元バーコード及び音声コードの読取の報告	令和9年5月7日	各任意様式
作成プログラムの検証の報告	令和9年5月7日	任意様式
法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書	令和9年6月3日	仕様書別紙12
受託業務 自主点検結果報告書	日本年金機構が別途指定する日	仕様書別紙10
個人情報等の返却・廃棄等に関する報告	令和9年6月23日	仕様書別紙9
進捗状況の報告	定期的に	仕様書別紙11

日本年金機構と受託事業者は、委託業務の円滑な実施を目的として、以下の打ち合わせを

行うものとする。

名称	開催日時	打合せの目的等
業務開始前打ち合わせ	日本年金機構が別途指定する日	スケジュール確認等 S L Aの確認
定期打ち合わせ	日本年金機構が別途指定する日	S L Aの達成状況等 自主点検結果の報告
業務終了時打ち合わせ	日本年金機構が別途指定する日	作業完了報告書等

※ 打ち合わせ会議等の議事録は、打ち合わせ終了後3営業日以内に受託事業者が作成し日本年金機構に提出すること。

4. サービス水準未達成時の対応等

サービス水準未達成時に受託事業者が果たすべき対応は以下のとおりとする。なお、受託事業者より提供される業務の品質がサービス水準に達しない場合で、かつ、その改善が見込めない場合には、日本年金機構は本契約を解除することができる。

サービス水準評価項目	対応
業務履行体制の整備	業務進捗状況に応じて、受託事業者において随時体制の見直しを行うとともに、体制を変更する場合には、仕様書等に定める体制に関する届出等を日本年金機構へ行うこと。
個人情報保護に関する体制の整備	日本年金機構からの改善指示に基づき改善を行うとともに、改善結果を書面により日本年金機構へ報告すること。
成果物の品質	成果物に瑕疵が判明した場合には、直ちに影響、範囲及び原因の調査を行い、日本年金機構と事後対策等の協議を行うとともに、日本年金機構の指示に基づき、完全な履行となるよう追完を行うこと。また、受託事業者の不完全な処理が瑕疵の原因と認められる場合には、再発防止策等を書面により日本年金機構へ報告すること。
履行期限（納期）	履行期限が厳守できない場合には、直ちに原因の調査を行い、日本年金機構と協議を行った上で、日本年金機構の指示した日までに履行すること。なお、体制等を変更する場合には、仕様書等に定める届出等を日本年金機構へ行うこと。また、原因及び改善の結果について書面により日本年金機構へ提出すること。

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所在地
法人名又は商号
氏 名

提出日：令和 年 月 日

別紙3-1

印

業務委託員名簿

日本年金機構の「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和９年度）」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報を下記のとおり通知します。

（契約書第11条第4項関係）

業務委託員数

項番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	履行場所	管理者	雇用形態の別 （直接雇用・派遣）	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	I D 払出者	端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

- 注】業務委託員名簿は、令和9年4月5日までに提出すること。
- 注】業務委託員名簿が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。
- 注】業務委託員の個人情報等の提出にあたり、あらかじめ本人の同意を得ること（派遣労働者を含む）。
- 注】業務委託員名簿の提出後、ア 業務委託員を新たに従事させる場合、イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合、ウ 従事している業務委託員に関する①から⑫の事項を変更する場合には、変更を行う前営業日までに「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。
- ・「管理番号」欄は、業務委託員を新たに従事させる都度、業務委託員固有の管理番号を払い出した上で、通し番号とすること。
 - ・「③履行場所」欄は、業務委託員が主に業務に従事する場所を記載すること。
 - ・「④管理者」欄は、業務委託員が「総括管理責任者、部署管理者、点検管理者」、「現場責任者、現場責任者補助者」のいずれかに該当する場合、記載すること。
※ 総括管理責任者については、1名指定し、部署管理者については、履行場所ごとに1名指定すること。
※ 現場責任者及び現場責任者補助者については、履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から1名以上指名すること。
 - ・「⑧特定個人情報取扱者」欄は、特定個人情報を取り扱う場合、「○」を記載すること。特定個人情報取扱者については、委託業務を行う上で、必要最小限の範囲で指定すること。
 - ・「⑨I D払出者」欄は、受託事業者が用意した電子計算機のアクセス時に必要なI Dを払い出した者に、「○」を記載すること。
 - ・「⑩端末使用者」欄は、日本年金機構より貸与した業務端末（WM）又は共通事務端末を使用する者に、「○」を記載すること。
 - ・「⑪共有フォルダ使用者」欄は、日本年金機構が貸与した端末により共有フォルダを使用する者に、「○」を記載すること。

〇/〇

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

別紙 3 - 1 （記載例）

提出日 ： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

所 在 地 東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇
法人名又は商号 〇〇印刷株式会社
氏 名 高井戸太郎

印

業務委託員名簿

日本年金機構の「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和９年度）」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報を下記のとおり通知します。

（契約書第11条第4項関係）

業務委託員数
10

項番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	履行場所	管理者	雇用形態の別 （直接雇用・派遣）	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	I D 払出者	端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1	年金太郎	ねんきんたろう	A センター	総括管理責任者	直接雇用							
2	年金花子	ねんきんはなこ	A センター	部署管理者	直接雇用			○				
3	機構一夫	きこうかずお	A センター	現場責任者	直接雇用							
4	機構元	きこうはじめ	A センター	現場責任者補助者	直接雇用			○				
5	機構和子	きこうかずこ	B 工場	部署管理者	直接雇用							
6	機構知恵	きこうともえ	B 工場	点検管理者	直接雇用			○				
7	年金一郎	ねんきんいちろう	B 工場	現場責任者	直接雇用			○	○			
8	年金二郎	ねんきんじろう	B 工場	現場責任者補助者	直接雇用			○	○			
9	年金三郎	ねんきんさぶろう	B 工場		派遣	× × × 人材派遣株式会社	般00-#777#7		○			
10	年金四郎	ねんきんしろう	B 工場		直接雇用							

- 注】業務委託員名簿は、令和9年4月5日までに提出すること。
- 注】業務委託員名簿が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。
- 注】業務委託員の個人情報等の提出にあたり、あらかじめ本人の同意を得ること（派遣労働者を含む）。
- 注】業務委託員名簿の提出後、ア 業務委託員を新たに従事させる場合、イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合、ウ 従事している業務委託員に関する①から⑫の事項を変更する場合には、変更を行う前営業日までに「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。
- ・「管理番号」欄は、業務委託員を新たに従事させる都度、業務委託員固有の管理番号を払い出した上で、通し番号とすること。
 - ・「③履行場所」欄は、業務委託員が主に業務に従事する場所を記載すること。
 - ・「④管理者」欄は、業務委託員が「総括管理責任者、部署管理者、点検管理者」、「現場責任者、現場責任者補助者」のいずれかに該当する場合、記載すること。
※ 総括管理責任者については、1名指定し、部署管理者については、履行場所ごとに1名指定すること。
※ 現場責任者及び現場責任者補助者については、履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から1名以上指名すること。
 - ・「⑧特定個人情報取扱者」欄は、特定個人情報を取り扱う場合、「○」を記載すること。特定個人情報取扱者については、委託業務を行う上で、必要最小限の範囲で指定すること。
 - ・「⑨I D 払出者」欄は、受託事業者が用意した電子計算機のアクセス時に必要なI Dを払い出した者に、「○」を記載すること。
 - ・「⑩端末使用者」欄は、日本年金機構より貸与した業務端末（VM）又は共通事務端末を使用する者に、「○」を記載すること。
 - ・「⑪共有フォルダ使用者」欄は、日本年金機構が貸与した端末により共有フォルダを使用する者に、「○」を記載すること。

〇/〇

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

別紙3-2

提出日： 令和 年 月 日

所在地
法人名又は商号
氏名
印

業務委託員名簿（変更）

日本年金機構の「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報として、業務委託員名簿から変更した情報を下記のとおり通知します。

（契約書第11条第4項関係）

i	ii	iii	iv	v
前回までに払い出した最終管理番号	前回までに業務を終了させた業務委託員の総人数	今回、新たに業務に従事させる業務委託員の人数	今回、業務を終了させる業務委託員の人数	変更後の業務委託員数 (= i - ii + iii - iv)

項番	①	②			変更する項番	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	業務従事日	業務終了日		履行場所	管理者	雇用形態の別 (直接雇用・派遣)	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	I D 払出者	端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

注 業務委託員名簿（変更）は、変更する日の前営業日までに提出すること。ただし、履行開始前においては、履行開始前検査以前であれば履行開始前検査の前営業日までに、履行開始前検査後かつ履行開始前であれば変更する日の前営業日までに提出すること。なお、業務委託員名簿（変更）については、総括管理責任者の記名押印による提出を可とする。

ア 業務委託員を新たに従事させる場合は、「管理番号」欄に、前回までに払い出した最終管理番号の次の番号を記載した上で、「業務従事日」欄に、研修受講後の業務に従事させる予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。

イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合は、「管理番号」欄に、業務委託員に付与している管理番号を記載した上で、「業務終了日」欄に、業務の従事を終える予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。

ウ 従事している業務委託員に関する項番①から⑫の内容を変更する場合は、「変更する項番」欄に、変更を行う項番①から⑫の全てを記載した上で、変更後の項番①から⑫の内容を記載すること。

注 業務委託員名簿（変更）が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。

注 項番①から⑫の各欄は、「業務委託員名簿」の注釈を参考として、記載すること。

※ 上記ウの場合において、「①氏名」及び「②ふりがな」欄を変更する場合は、業務委託員の氏名・ふりがなの変更に「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

O/O

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

別紙 3－2（記載例）
提出日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地 東京都杉並区高井戸西〇－〇－〇
法人名又は商号 〇〇印刷株式会社
氏名 高井戸太郎

印

業務委託員名簿（変更）

日本年金機構の「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和９年度）」の受託に関し、業務履行体制、個人情報等保護に関する体制の整備等及び貸与された業務端末使用にかかる個人認証等に必要な情報として、業務委託員名簿から変更した情報を下記のとおり通知します。

（契約書第11条第4項関係）

i 前回までに払い出した最終管理番号	ii 前回までに業務を終了させた業務委託員の総人数	iii 今回、新たに業務に従事させる業務委託員の人数	iv 今回、業務を終了させる業務委託員の人数	v 変更後の業務委託員数 （＝ i － ii ＋ iii － iv）
10	0	2	1	11

項番	①	②			変更する項番	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
管理番号	氏名	ふりがな	業務従事日	業務終了日		履行場所	管理者	雇用形態の別 （直接雇用・派遣）	派遣元事業所名	派遣事業登録 許可番号	特定個人情報 取扱者	I D 払出者	端末使用者	共有フォルダ 使用者	備考
9	年金六郎	ねんきんろくろう	31. 4. 25			B 工場		派遣	× × × 人材派遣株式会社	般00-7777		○			
10	年金七郎	ねんきんしちろう	31. 4. 25			B 工場		直接雇用			○	○			
5	機構和子	きこうかずこ			⑧⑨	B 工場	部署管理者	直接雇用			○	○			
9	年金三郎	ねんきんさぶろう		31. 4. 30		B 工場		派遣	× × × 人材派遣株式会社	般00-7777		○			

- 注】業務委託員名簿（変更）は、変更する日の前営業日までに提出すること。ただし、履行開始前においては、履行開始前検査以前であれば履行開始前検査の前営業日までに、履行開始前検査後かつ履行開始前であれば変更する日の前営業日までに提出すること。なお、業務委託員名簿（変更）については、総括管理責任者の記名押印による提出を可とする。
- ア 業務委託員を新たに従事させる場合は、「管理番号」欄に、前回までに払い出した最終管理番号の次の番号を記載した上で、「業務従事日」欄に、研修受講後の業務に従事させる予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。
- イ 従事している業務委託員の業務を終了させる場合は、「管理番号」欄に、業務委託員に付与している管理番号を記載した上で、「業務終了日」欄に、業務の従事を終える予定日を記載すること。併せて、項番①から⑫の内容を記載すること。
- ウ 従事している業務委託員に関する項番①から⑫の内容を変更する場合は、「変更する項番」欄に、変更を行う項番①から⑫の全てを記載した上で、変更後の項番①から⑫の内容を記載すること。
- 注】業務委託員名簿（変更）が複数枚になる場合は、提出枚数がわかるよう、頁番号を付すこと。
- 注】項番①から⑫の各欄は、「業務委託員名簿」の注釈を参考として、記載すること。
- ※ 上記ウの場合において、「①氏名」及び「②ふりがな」欄を変更する場合は、業務委託員の氏名・ふりがなの変更に「業務委託員名簿（変更）」を提出すること。

O/O

管理番号：

※本様式により、業務委託員と守秘義務契約を締結すること。

※管理番号欄には、業務委託員名簿の管理番号を記載すること。

令和 年 月 日

受託会社名 御中

住所：

氏名： 印

生年月日：

守秘義務契約書

私は日本年金機構の委託業務（「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）」（以下「本業務」という。））に従事するにあたり、下記の秘密保持に関する事項を遵守することを誓約いたします。また、私は貴社が本契約書の写しを日本年金機構に提出することに同意します。

記

1. 貴社に在職中、本業務を通じて知り得た一切の情報（以下「秘密情報」とする。）について、第三者（貴社の役員、貴社の親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の貴社に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者等を含む業務委託員以外の者。以下同じ）に開示、漏えい、目的外利用、又は自ら不正に使用しないこと。
2. 貴社を退職した後においても、前項の秘密情報を第三者に開示、漏洩し、又は自ら不正に使用しないこと。
3. 上記各誓約事項に違反して貴社に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うこと。
4. 本業務の実施にあたり、日本年金機構法（平成19年法律第109号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報関係諸法令を順守すること。

以上

（参考）日本年金機構法（平成19年法律第109号）要旨

- ・ 守秘義務について（第31条第2項）：受託者等（委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者）又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ・ 罰則規定について（第31条第3項）：受託者等にも、機構役職員に対する刑法その他の罰則の適用を準用する。
- ・ 罰則（第57条）：秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
氏 名

印

守秘義務契約締結報告書

年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和 9 年度）に従事している業務委託員と日本年金機構が指定する守秘義務契約書を締結したことをご報告いたします。

なお、業務委託員名簿に記載した従業員と締結した守秘義務契約書の写しを全て添付しています。

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

㊞

労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を行う場合について

年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）を履行するにあたり、下記のとおり労働者派遣事業者と労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣契約を行うことといたく、貴機構の承認を求めます。

労働者派遣事業者名			
本社所在地	〒		
設立年月日		資本金	
代表者			
実際に労働者派遣を実施する営業所			
労働者派遣事業許可番号	派〇〇 - 〇〇〇〇〇〇		
厚生年金事業所整理記号・番号	厚生年金事業所整理記号・番号	管轄年金事務所	
及び管轄年金事務所	〇〇 - ▲▲▲ 〇〇〇〇〇	〇〇 年金事務所	
労働者派遣を行う期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 〇〇日間		
労働者派遣契約を行う理由			

- ※1 本承認申請書提出の際には、①労働者派遣契約書の写し、②労働者派遣事業許可証の写しを添付すること。
- ※2 厚生年金事業所整理記号・番号及び管轄年金事務所は、本契約にかかる派遣労働者が資格取得する事業所を記載すること。

通報窓口のご案内

趣旨

日本年金機構では、契約の適正な履行の確保を目的として、受託事業者に契約違反などがある場合に、受託事業者の社員等からの通報を受け付けることが出来るよう、通報窓口を設置しています。

通報対象

受付の対象となる情報は、「日本年金機構が委託している業務に関する通報」です。
不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合があります。通報窓口までご連絡ください。

- (注1) 「虚偽」「誹謗中傷」「その他の不正な通報」は、固くお断りいたします。
- (注2) この窓口では、年金の事務手続きや受給に関するお問い合わせ・ご相談はお受けしていません。また、回答もしていません。「年金に関するお問い合わせ・ご相談」は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へご連絡ください。

通報窓口

日本年金機構へのご意見・ご要望

(注) 本通報窓口は、保険料の徴収や年金事務所の窓口における対応など、日本年金機構や年金事務所における「年金に関する業務やサービスの改善・効率化など」につながるようなご意見・ご要望等をお聞かせいただく窓口ですが、受託事業者に契約違反などがある場合の通報窓口も兼ねております。

受付方法

日本年金機構ホームページまたは郵送により、通報を受け付けています。

1.ホームページの場合	日本年金機構ホームページの「日本年金機構へのご意見・ご要望」の投稿フォームにより受け付けています。 https://www2.nenkin.go.jp/do/mail/
2.郵送の場合	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 「日本年金機構へのご意見・ご要望の手紙」宛て にお送りください。



令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
氏 名

印

研修実施報告書

年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和 9 年度）に従事する業務委託員に対して、個人情報等保護等及び情報セキュリティに関する研修を実施したことを報告します。

① 研修実施時期及び期間

（※いずれかの□に✓してください。また、研修を実施した期間を記載してください。）

- ☐ 履行開始前に実施
☐ 履行開始後に実施

研修実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

注：「研修実施報告書」提出期限

ア 初回の研修は、履行開始日の前営業日までに実施し、履行開始日の前営業日までに報告書を提出すること。ただし、履行開始日以降に初めて業務を行う業務委託員に対して、初回の研修を実施した場合は、研修実施日から 10 日以内に報告書を提出すること。

イ 2 回目以降の研修は、定期的に実施し、研修実施日の 10 日以内に報告書を提出すること。

※ 研修を実施した期間が複数日であった場合は、研修を実施した初日から 10 日以内に報告書を提出すること。

② 研修実施者

（※研修を実施した人数を記載し、研修を行った業務委託員の氏名と業務委託員名簿に記載した管理番号がわかる資料を添付してください。）

研修実施人数 名

③ 研修実施内容

（※実施した内容の□の全てに✓してください。）

- ☐ 日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められた守秘義務及び罰則規定
☐ 委託業務における遵守事項及び禁止行為
☐ 個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分
☐ 情報漏えいとその影響
☐ インシデントが発生した場合の手順
☐ 機構に設置されている「通報窓口のご案内」の周知

※上記以外の内容を研修した場合は、下記にその研修内容を記載してください。

☐ その他（

）

個人情報等管理台帳

履行場所：_____

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・抹消の区分	移送（廃棄・抹消）日	移送（廃棄・抹消）者	移送等確認（点検）者

注】「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを記載すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、ＰＣ等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注】「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注】「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＤＶＤ－Ｒ等の名称を具体的に記載すること。

注】「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注】「移送等確認（点検）者」欄は、「移送（廃棄・抹消）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

※複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

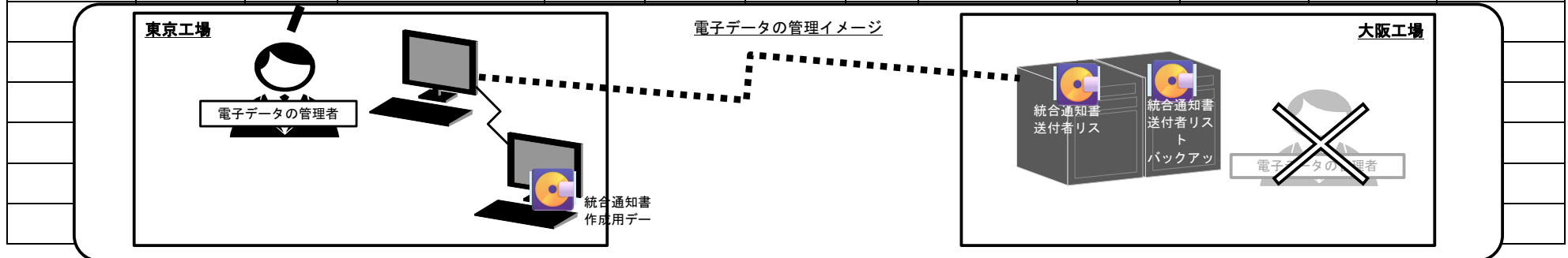
※個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

個人情報等管理台帳

<記載例A>

履行場所：東京工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・抹消の区分	移送（廃棄・抹消）日	移送（廃棄・抹消）者	移送等確認（点検）者
2018年8月2日	〇〇 〇〇	1	統合通知書送付者リスト	1枚	DVD	データ印字	有・無	東京工場耐火金庫	移送・廃棄・抹消	2018年8月3日	〇〇 〇〇	◆◆ ◆◆
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト	100,000件	電子データ	データ印字	有 無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト バックアップデータ	100,000件	電子データ	バックアップ	有 無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書作成用データ	100,000件	電子データ	データ印字	有 無	東京工場納品物作成用PC	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	〇〇 〇〇	◆◆ ◆◆
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書	100,000件	紙媒体	印刷、納品	有 無	東京工場保管庫	移送・廃棄・抹消	2018年8月6日	□□ □□	◆◆ ◆◆



注】「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを記載すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、PC等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注】「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注】「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等の名称を具体的に記載すること。

注】「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注】「移送等確認（点検）者」欄は、「移送（廃棄・抹消）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

※複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

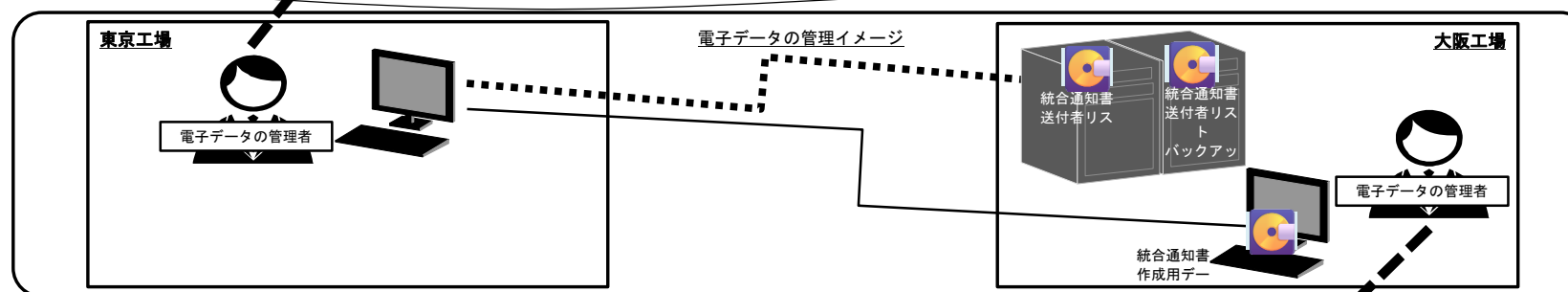
※個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

個人情報等管理台帳

<記載例B>

履行場所：東京工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・抹消の区分	移送（廃棄・抹消）日	移送（廃棄・抹消）者	移送等確認（点検）者
2018年8月2日	〇〇 〇〇	1	統合通知書送付者リスト	1枚	DVD	データ印字	有・無	東京工場耐火金庫	移送・廃棄・抹消	2018年8月3日	〇〇 〇〇	◆◆ ◆◆
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト	100,000件	電子データ	データ印字	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●
2018年8月3日	△△ △△	1 複写	統合通知書送付者リスト バックアップデータ	100,000件	電子データ	バックアップ	有・無	大阪工場サーバ室	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	△△ △△	●● ●●



履行場所：大阪工場

作成（受領）日	作成（受領）者	識別番号	情報の内容	数量	種類	利用目的	複写複製の有・無	保管場所	移送・廃棄・抹消の区分	移送（廃棄・抹消）日	移送（廃棄・抹消）者	移送等確認（点検）者
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書作成用データ	100,000件	電子データ	データ印字	有・無	大阪工場納品物作成用PC	移送・廃棄・抹消	2018年8月10日	〇〇 〇〇	◆◆ ◆◆
2018年8月5日	□□ □□	1	統合通知書	100,000件	紙媒体	印刷、納品	有・無	大阪工場保管庫	移送・廃棄・抹消	2018年8月6日	□□ □□	◆◆ ◆◆

注】「情報の内容」欄は、履行場所において個人情報等を作成（データの加工や照会・利用含む。）、受領又は複写複製したものを記載すること。ただし、電子データの場合は、自拠点の電子計算機（例：サーバ装置、PC等）に保存されていないものであっても、自拠点で管理するものを記載すること。

注】「数量」欄は、助数詞を用いて数量を記載すること。

注】「種類」欄は、紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの区分を記載すること。また、外部電磁的記録媒体については、更に、USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R等の名称を具体的に記載すること。

注】「保管場所」欄は、電子データの場合は、その電子データが保存される電子計算機の設置場所（自拠点又は他拠点）を記載すること。

注】「移送等確認（点検）者」欄は、「移送（廃棄・抹消）者」欄に記載した者と異なる者を記載すること。

※複写複製には、個人情報等の電子データを電子計算機に格納及びバックアップの取得などが含まれる。

※個人情報等管理台帳は、「管理者等申請書」で届出された履行場所ごとに作成すること。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

印

個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書

年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和 9 年度）が終了しましたので、当該委託業務における個人情報等の返却、廃棄等に関する実施結果について報告します。なお、各項目の証跡は別添のとおりです。

① 返却について

（※いずれかの□に✓してください。）

- ☐ 当該委託業務において、日本年金機構より貸与された個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は全て返却しました。

（個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体を保管していた場所（保管庫等）の状況が分かるもの（例；返却後の写真等）を添付してください。）

- ☐ 当該委託業務において、日本年金機構より個人情報等が記録された紙媒体、外部電磁的記録媒体は貸与されていません。

② 抹消・廃棄、又は移送について

（※いずれかの□に✓してください。）

- ☐ 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製（電子計算機に格納した情報等含む。）したもの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを復元又は判読等が不可能な方法により抹消、廃棄等の処理を実施しました。

どのように抹消・廃棄等を実施したか、電子データ、紙媒体それぞれ具体的に記載してください。

（抹消の場合においては、復元又は判読等が不可能となる方法（例：データ抹消ソフト名、データ抹消方式等。※自社開発プログラムの場合は、具体的なデータ抹消方式等も明記のこと。）を必ず記載してください。また、抹消した際のログが分かるものを添付してください。）

- ☐ 当該委託業務において、個人情報等を作成・受け取り・複写複製したもの、その他汚損、毀損した個人情報等については、その全てを移送しました。

受託業務 自主点検結果報告書 (月期) 令和 年 月 日報告

* 社内規程等で自主的に監査（点検）している様式があり、下記の項目を網羅している場合は、当該様式を使用して差し支えありません。

受託業務名 年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）

受託事業者（報告者）

事業担当部署等（機構）

点検実施日 令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

（契約書、仕様書等に点検内容の記載がない場合は、その旨を結果欄に記載し、チェック欄に“不要”と記入する。）

		項目	点 検 内 容	結果	チェック
履行場所の点検	1	履行場所	機構に事前に通知した（指定された）場所で業務を行っている		
			特定個人情報を取り扱うエリア（区域）を定め、そのエリアで特定個人情報を取り扱う業務を行っている		
情報セキュリティの点検	2	情報管理	委託業務で取り扱う個人情報等は、厳重に施錠できる保管庫で保管する等、確実に管理・保管している		
	3	複写複製	複写複製は、事前に機構に通知・承認を受ける等、取り決められた範囲で実施している		
	4	廃棄	棄損した帳票や複写複製したもの等の廃棄は、適切に行っており、点検担当者が必ず確認している		
	5	整理整頓	離席や退社時に机上（作業場）は、完全に片づけられている		
	6	持込制限	機構が承認していない携帯電話、タブレット等の情報端末、又はDVDやUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体が、作業室内に持ち込まれていない		
法令遵守等の点検	7	適正労働	時間外勤務や最終退出者の記録簿等、管理者は確実に把握しており問題は発生していない		
	8	事故報告	事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）が発生した際の対応方法が、業務委託員の全員に周知されているか		
	事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）の発生の報告は管理責任者より機構監督職員へ直ちに行われるとともに、その後速やかに文書による報告を行う体制が整っている				
内部不正リスクへの対策	9	入退室			
	10	情報管理			
	11	電子計算組織の安全管理措置			
独自項目	12				
	13				
	14				

（総合評価落札方式の場合、「内部不正リスクへの対策」欄に提案書で提案した点検項目を追記してください）

（項目欄が不足する場合は、項目欄を追加してください。）

特記事項（検査結果への対応法等ご記入ください。また、機構に対し意見・要望などありましたらご記入ください。）

受託業務 自主点検結果報告書 (月期) 令和 年 月 日報告

* 社内規程等で自主的に監査（点検）している様式があり、下記の項目を網羅している場合は、当該様式を使用して差し支えありません。

受託業務名 年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）

受託事業者（報告者）

事業担当部署等（機構）

点検実施日 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

(契約書、仕様書等に点検内容の記載がない場合は、その旨を結果欄に記載し、チェック欄に“不要”と記入する。)

		項目	点 検 内 容	結果	チェック
履行場所の点検	1	履行場所	機構に事前に通知した（指定された）場所で業務を行っている	変更なし	適
			特定個人情報を取り扱うエリア（区域）を定め、そのエリアで特定個人情報を取り扱う業務を行っている	変更なし	適
情報セキュリティの点検	2	情報管理	委託業務で取り扱う個人情報等は、厳重に施錠できる保管庫で保管する等、確実に管理・保管している	入退室を制限した保管室内で施錠管理している。	適
	3	複写複製	複写複製は、事前に機構に通知・承認を受ける等、取り決められた範囲で実施している	承認を受けた範囲以外の複写複製は行っていない。	適
	4	廃棄	棄損した帳票や複写複製したもの等の廃棄は、適切に行っており、点検担当者が必ず確認している	棄損した帳票等は廃棄専用BOXに入れ管理責任者が確認の上シュレッダーしている。	適
	5	整理整頓	離席や退社時に机上（作業場）は、完全に片づけられている	退社時のクリアデスクを実施している。	適
	6	持込制限	機構が承認していない携帯電話、タブレット等の情報端末、又はD V DやU S Bメモリ等の外部電磁的記録媒体が、作業室内に持ち込まれていない	記録媒体の持ち込みは禁止しており、最低限の私物は支給したクリアバックでのみ持込可としている。	適
法令遵守等の点検	7	適正労働	時間外勤務や最終退出者の記録簿等、管理者は確実に把握しており問題は発生していない	当社の規程により法令遵守し管理している。	適
	8	事故報告	事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）が発生した際の対応方法が、業務委託員の全員に周知されているか	職場内に事故発生時の連絡先を掲示して周知している	適
事故や個人情報等の漏えい（疑いを含む）の発生の報告は管理責任者より機構監督職員へ直ちに行われるとともに、その後速やかに文書による報告を行う体制が整っている			8月15日発生した事故は当日中に報告を行い。8月22日再発防止策と報告書を提出した。	適	
内部不正リスクへの対策	9	入退室			
	10	情報管理			
	11	電子計算組織の安全管理措置			
独自項目	12				
	13				
	14				

(総合評価落札方式の場合、「内部不正リスクへの対策」欄に提案書で提案した点検項目を追記してください。)

(項目欄が不足する場合は、項目欄を追加してください。)

特記事項（検査結果への対応法等ご記入ください。また、機構に対し意見・要望などありましたらご記入ください。）

(参考) 個人情報等保護セルフチェックシート (フルアウト型委託用)

氏名 : ○○ ○○

現在の状況を記入して下さい。

確認日 令和○○年○月○日

(出来ている : ○、出来ていない : ×、該当の業務が無い : -)

	項目	チェック欄
1	個人情報等は業務に必要な情報を取得し、業務の遂行上必要な限りにおいて利用しており、業務目的以外の理由で使用していない。	
2	業務上知ることができた情報を漏洩すると、○○規程【受託事業者の社内規程等を明記】により、場合によっては、事業者で定めている懲罰の対象になったり、日本年金機構法、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、退職後であっても拘禁刑または罰金が科されることを知っている。	
3	従事する業務における、総括管理責任者、部署管理者【管理責任者等を明記】が誰かを知っている。	
4	個人情報等の漏えい等の発生（疑いを含む）や、事故が発生した際の、報告先を知っている。	
5	個人情報等の取扱いについて疑問がある場合には、独断で判断せず、○○【管理責任者等を明記】に確認し、処理を行っている。	
6	個人情報等に限らず業務上知ることができた情報の職場外への持ち出しや、個人所有の記録媒体の職場内への持ち込みは行っていない。	
7	個人情報等を放置したり、個人の机・引出し、カバン、ロッカー等にしまい込んだりしていない。	
8	個人情報等が記載された書類の複写複製（コピー）は業務の定めに従って行っており、独断で複写複製（コピー）をしていない。	
9	事務室内及び身の回りの整理整頓を常に行い、離席時には個人情報等が含まれる書類その他を机上に放置していない。	
10	複写複製され、不要になった個人情報等は、責任者の管理のもとシュレッダーにかけて裁断する等、確実に処理をしている。	
11	個人情報等に限らず、業務上知ることができた情報について職場以外（飲食店・公共交通機関・家庭等）で話をしていない。	
12	SNSや電子掲示板（フェイスブック・エックス等）に職務上知り得た個人情報等を書き込みしていない。	
13	事務室内に私物のスマートフォン等の撮影機器及びUSBメモリ等の外部電磁的記録媒体を許可なく持ち込んでいない。	
14	帰宅時には、鍵のかかるところは施錠するとともに、パソコンをシャットダウンしている。	
15	自分のパソコン等のID・パスワードは他人に知られないよう管理し、他人に教えたり、貸与したりはしていない。	
【以下、業務に応じて追記してください】		
16	(WMの使用がある場合) WMは利用の都度自分のIDでログインし、離席時は画面ロック、退社時にはシャットダウンを行っている。	
17	(WMの使用がある場合) 業務目的以外で、自己や家族、知人等を氏名索引したり、年金記録を閲覧していない。	

 ○○責任者【管理責任者等を明記】
確認欄

自由記載欄（チェック欄に×が付くが、物理的に対応出来ない理由や要望等をご記入ください）

部（室）長 （又は年金セ ンター長）	グループ長	担当者

定例会議議事録 （履行開始前）

業務名	年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和９年度）		
会議名称	履行開始前打ち合わせ	会議実施場所	
会議実施日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
会議出席者	受託事業者		
	日本年金機構		
議事録作成者		議事録提出日	令和 年 月 日（ ）

※会議実施後３営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

１．確認項目

項目		機構の確認結果
①業務の実施方法		
①-1	委託要領等で定めた作業の順番に沿って、各作業工程が漏れなく実施されるか。 また、委託要領等と同様の方法で作業が行われるか。	適 ・ 否
①-2	事故発生時や個人情報等の漏えい（疑いを含む。）における機構への報告は運用仕様書（提案書含む。以下同じ。）から変更がないか。	変更無 ・ 変更有
②業務履行スケジュール		
②-1	運用仕様書に記載された業務委託員の総人数が確保される日は、仕様書に定める期日以前となっているか。 ※業務委託員の総人数が確保される日を機構の確認結果欄に記載すること。	適 ・ 否
		令和 年 月 日
②-2	業務委託員との守秘義務契約の締結完了日は、契約締結日から仕様書に定める期日以前となっているか。 ※守秘義務契約の締結完了日を機構の確認結果欄に記載すること。	適 ・ 否
		令和 年 月 日
②-3	業務委託員全員に対して行う、機構が定める研修の完了日は仕様書に定める期日以前となっているか。 ※機構が定める研修の完了日を機構の確認結果欄に記載すること。	適 ・ 否
		令和 年 月 日
②-4	運用仕様書に記載した機器・設備の総台数が設置される日は仕様書に定める期日以前となっているか。 ※機器・設備の総台数が設置される日を機構の確認結果欄に記載すること。	適 ・ 否
		令和 年 月 日
②-5	【インハウス型委託のみ】（フルアウト型委託は確認不要） 業務用パソコン等が持込まれる場合、持込まれる前までに持込申請は行われるか。	適 ・ 否 ・ 確認不要
③管理者の配置		
③	管理者は運用仕様書の提出時から変更がないか。	変更無 ・ 変更有
④守秘義務契約書		
④	「守秘義務契約書」は、仕様書指定の様式から変更なく使用されるか。	変更無 ・ 変更有

⑤点検項目		
⑤	毎月の「自主点検結果報告書」により報告する点検項目について、機構が指定する点検項目に加えて、業務の特性に応じた点検項目が設定されるか。 ※総合評価落札方式の場合、提案書記載の内部不正防止の観点について併せて確認する。	設定無 ・ 設定有

2. 上記 1 における機構との確認事項・約束事項

--

※上記 1 における機構との確認事項・約束事項がない場合は、「特になし」と記載すること。

3. 委託要領等において契約締結後に示すこととしていた事項

--

※委託要領等において、契約締結後に示すこととしていた事項がない場合は、「特になし」と記載すること。

4. 上記項目以外に打ち合わせた事項

--

※上記項目以外に、打ち合わせた事項が無い場合は、「特になし」と記載すること。

5. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会議実施予定場所	

部(室)長 (又は年金センター長)	グループ長	担当者

定例会議議事録 (履行開始前)

業務名	年金生活者支援給付金支給金額(改定)通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務(令和9年度)		
会議名称	履行開始前打ち合わせ	会議実施場所	〇〇〇〇〇〇
会議実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分~〇〇時〇〇分		
会議出席者	受託事業者	(株)〇〇	〇〇 〇〇(役職)、〇〇 〇〇(役職)
	日本年金機構	〇〇部〇〇G	〇〇 〇〇(役職)、〇〇 〇〇(役職)
議事録作成者	〇〇 〇〇	議事録提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

※会議実施後3営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

1. 確認項目

項目		機構の確認結果	
①業務の実施方法			
①-1	委託要領等で定めた作業の順番に沿って、各作業工程が漏れなく実施されるか。 また、委託要領等と同様の方法で作業が行われるか。	適	・ 否
①-2	事故発生時や個人情報等の漏えい（疑いを含む。）における機構への報告は運用仕様書（提案書含む。以下同じ。）から変更がないか。	変更無	・ 変更有
②業務履行スケジュール			
②-1	運用仕様書に記載された業務委託員の総人数が確保される日は、仕様書に定める期日以前となっているか。 ※業務委託員の総人数が確保される日を機構の確認結果欄に記載すること。	適	・ 否
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
②-2	業務委託員との守秘義務契約の締結完了日は、契約締結日から仕様書に定める期日以前となっているか。 ※守秘義務契約の締結完了日を機構の確認結果欄に記載すること。	適	・ 否
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
②-3	業務委託員全員に対して行う、機構が定める研修の完了日は仕様書に定める期日以前となっているか。 ※機構が定める研修の完了日を機構の確認結果欄に記載すること。	適	・ 否
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
②-4	運用仕様書に記載した機器・設備の総台数が設置される日は仕様書に定める期日以前となっているか。 ※機器・設備の総台数が設置される日を機構の確認結果欄に記載すること。	適	・ 否
		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
②-5	【インハウス型委託のみ】（フルアウト型委託は確認不要） 業務用パソコン等が持込まれる場合、持込まれる前までに持込申請は行われるか。	適	・ 否 ・ 確認不要
③管理者の配置			
③	管理者は運用仕様書の提出時から変更がないか。	変更無	・ 変更有

④守秘義務契約書		
④	「守秘義務契約書」は、仕様書指定の様式から変更なく使用されるか。	変更無 ・ 変更有
⑤点検項目		
⑤	毎月の「自主点検結果報告書」により報告する点検項目について、機構が指定する点検項目に加えて、業務の特性に応じた点検項目が設定されるか。 ※総合評価落札方式の場合、提案書記載の内部不正防止の観点について併せて確認する。	設定無 ・ 設定有

2. 上記 1 における機構との確認事項・約束事項

【記載例】①-1業務の実施方法

(受託事業者) 委託要領等で定めた作業手順に沿って、漏れがないように業務を実施します。管理者等申請書に記載の現場責任者及び現場責任者補助者が各工程を管理します。

(機構) 承知した。

【記載例】② - 1業務履行スケジュール

(受託事業者) 業務委託員の総人数が充足される日は、〇年〇月〇日を予定しています。業務委託員名簿は、提出期限である〇年〇月〇日までに機構へ提出予定です。

(機構) 承知した。期日厳守で提出をお願いします。

【記載例】③管理者の配置

(受託事業者)

人事異動に伴い、点検管理者の〇年〇月〇日に変更を予定しております。変更が確定した際には管理者等申請書を提出いたします。

(機構)

点検管理者は総括管理責任者、部署管理者、現場責任者及び監査を行う者とは異なる者としていただく必要がありますのでご注意ください。

【記載例】⑤点検項目

(受託事業者) 自主点検結果報告書について、内部不正防止の〇〇と△△の観点を追記した様式を作成し、〇年〇月〇日までに提出する。

(機構) 提案書に記載された内部不正防止の観点を追記することを確認した。記載事項については、提出があり次第再度確認する。

※上記 1 における機構との確認事項・約束事項がない場合は、「特になし」と記載すること。

3. 委託要領等において契約締結後に示すこととしていた事項

【記載例1】

(機構)

委託要領にて、契約締結後に示すこととしていたセキュアUSBの用途についてであるが、日報の報告のみに使用することとする。

(受託事業者)

承知した。

【記載例2】

(機構)

委託要領にて、契約締結後に示すとしていたデータ提供スケジュールについては令和〇年〇月〇日に提供する。

(受託事業者)

承知した。

※委託要領等において、契約締結後に示すこととしていた事項がない場合は、「特になし」と記載すること。

4. 上記項目以外に打ち合わせた事項

【記載例】

(受託事業者)

当初の予定より、印刷件数が増加したことに伴い印刷機の台数を○台から△台に増やして対応する。

(機構)

件数の増加に対応いただき感謝する。承知した。本番検証品の作成漏れがないよう留意していただきたい。

※上記項目以外に、打ち合わせた事項が無い場合は、「特になし」と記載すること。

5. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
会議実施予定場所	〇〇会議室	

部（室）長 （又は年金セ ンター長）	グループ長	担当者

定例会議議事録 （履行中）

業務名	年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）		
会議名称	定例会議（第 回）	実施場所	
会議実施日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
会議出席者	受託事業者		
	日本年金機構		
議事録作成者		議事録提出日	令和 年 月 日（ ）

※会議実施後3営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

1. 最新の届出状況及び仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等

- ・ 以下の各項目について変更、実施又は提出の有無を確認し、確認結果欄の該当する箇所に○を付すこと。
- ・ 「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容、約束事項等を次項2に記載すること。

項目		確認結果
(1) 最新の届出状況		
(1)-①	【業務委託員】 業務委託員について前回会議以降変更はないか。	変更無 ・ 変更有
(1)-②	【守秘義務契約書】 （前回会議以降、業務委託員の追加がない場合、確認不要） 業務委託員に変更があった場合に守秘義務契約書は機構に提出されているか。	提出済 ・ 未提出 ・ 確認不要
(1)-③	【再委託・複写複製】 業務の再委託及び個人情報を取り扱う対象物の複写複製について、前回会議以降変更はないか。	変更無 ・ 変更有
(2) 仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等		
(2)-①	【点検】 前回会議以降、「自主点検結果報告書」及び「個人情報等保護セルフチェックシート」による点検が実施されているか。	実施済 ・ 未実施
(2)-②	【入退室管理】 （インハウス型委託の場合、確認不要） 前回会議以降、履行場所の入退室両方の記録が取得され、点検されているか。	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要

(2)-③	<p>【ネットワーク（フルアウト型委託）】 （インハウス型委託の場合、確認不要） 個人情報等を取り扱う電子計算機（※）について、以下の対策が講じられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。 ・ OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。 ・ OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。 <p>（※）個人情報等を取り扱う電子計算機は機構が貸与した電子計算機のみであり、それを機構が管理する場合は確認不要。</p>	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要
(2)-④	<p>【ネットワーク（インハウス型委託）】 （フルアウト型委託の場合、確認不要） 受託事業者が用意した電子計算機について、以下の対策が講じられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。 ・ OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。 ・ OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。 	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要
(2)-⑤	<p>【紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの管理】 個人情報等が記録されている対象物（紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ）が個人情報等管理台帳により漏れなく管理されているか。</p>	実施済 ・ 未実施

2. 定例会議において話し合われた事項

- ・ 定例会議において話し合われた事項を記載すること。

なお、業務の進捗状況、SLAの達成状況、品質管理に係る施策の取り組み状況については話し合った内容を必ず記載すること。

- ・ 上記1において「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容・約束事項等を記載すること。
- ・ 発言の所在（受託事業者又は日本年金機構）を明記の上、記載すること。

--

3. 次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会議実施予定場所	

《受託事業者は定例会議の資料として以下を提出すること。》

- ・ 「受託業務 自主点検結果報告書」
- ・ 「個人情報等保護セルフチェックシート」
- ・ 「個人情報等管理台帳」
- ・ 品質管理に係る施策の取り組み状況が分かるもの
- ・ 許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの
- ・ 履行場所の入退室状況が分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月 1 回以上適用したことが分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンが最新のものに更新されていることが分かるもの

部(室)長 (又は年金センター長)	グループ長	担当者

定例会議議事録 (履行中)

業務名	年金生活者支援給付金支給金額(改定)通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務(令和9年度)		
会議名称	定例会議(第〇回)	実施場所	〇〇〇〇〇〇
会議実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分		
会議出席者	受託事業者	(株)〇〇	〇〇 〇〇(役職)、〇〇 〇〇(役職)
	日本年金機構	〇〇部〇〇G	〇〇 〇〇(役職)、〇〇 〇〇(役職)
議事録作成者	〇〇 〇〇	議事録提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

※会議実施後3営業日以内に議事録を作成の上、機構へ提出すること。

1. 最新の届出状況及び仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等

- ・以下の各項目について変更、実施又は提出の有無を確認し、確認結果欄の該当する箇所に○を付すこと。
- ・「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容、約束事項等を次項2に記載すること。

項目		確認結果
(1) 最新の届出状況		
(1)-①	【業務委託員】 業務委託員について前回会議以降変更はないか。	変更無 ・ 変更有
(1)-②	【守秘義務契約書】 (前回会議以降、業務委託員の追加がない場合、確認不要) 業務委託員に変更があった場合に守秘義務契約書は機構に提出されているか。	提出済 ・ 未提出 ・ 確認不要
(1)-③	【再委託・複写複製】 業務の再委託及び個人情報を取り扱う対象物の複写複製について、前回会議以降変更はないか。	変更無 ・ 変更有
(2) 仕様書に定める情報セキュリティの安全管理状況等		
(2)-①	【点検】 前回会議以降、「自主点検結果報告書」及び「個人情報等保護セルフチェックシート」による点検が実施されているか。	実施済 ・ 未実施
(2)-②	【入退室管理】 (インハウス型委託の場合、確認不要) 前回会議以降、履行場所の入退室両方の記録が取得され、点検されているか。	実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要

(2)-③	<p>【ネットワーク（フルアウト型委託）】 （インハウス型委託の場合、確認不要） 個人情報等を取り扱う電子計算機（※）について、以下の対策が講じられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。 ・ OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。 ・ OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。 <p>（※）個人情報等を取り扱う電子計算機は機構が貸与した電子計算機のみであり、それを機構が管理する場合は確認不要。</p>	<p>実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要</p> <p>「2. 定例会議において話し合われた事項」の【記載例4】において改善の状況を記載。</p>
(2)-④	<p>【ネットワーク（インハウス型委託）】 （フルアウト型委託の場合、確認不要） 受託事業者が用意した電子計算機について、以下の対策が講じられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎営業日ウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンを適用し、ウイルススキャンを実施している。 ・ OSに対してセキュリティパッチを月1回以上更新している。 ・ OS以外のソフトウェアに関する脆弱性情報が公開されている場合、セキュリティパッチの更新日が脆弱性情報の公開日から1か月以内である。 	<p>実施済 ・ 未実施 ・ 確認不要</p>
(2)-⑤	<p>【紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データの管理】 個人情報等が記録されている対象物（紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ）が個人情報等管理台帳により漏れなく管理されているか。</p>	<p>実施済 ・ 未実施</p>

2. 定例会議において話し合われた事項

- ・ 定例会議において話し合われた事項を記載すること。

なお、業務の進捗状況、SLAの達成状況、品質管理に係る施策の取り組み状況については話し合った内容を必ず記載すること。

- ・ 上記1において「変更有」、「未実施」又は「未提出」があった場合は、具体的な内容・約束事項等を記載すること。

- ・ 発言の所在（受託事業者又は日本年金機構）を明記の上、記載すること。

【記載例1】業務の進捗及びSLAの達成状況

（受託事業者）

○月発送分については○月○日にデータを受領し、○月○日に○○郵便局に差出完了。

△月発送分については△月△日にデータを受領し、△月△日に○○郵便局に差出予定。

また、品質管理に係る施策として、業務において使用したチェックリストを提示し、データ編集、印字、加工、仕分け・梱包の各工程において点検が行われていることを報告。

（機構）

SLAの達成状況についてはどうか。

（受託事業者）

仕様書に定められたすべての項目において、以下のとおり達成していることを報告。

- ・ 業務履行体制の整備：○月○日付業務委託員名簿から変更がなく、運用仕様書のとおり履行体制が整備されている。

- ・ 個人情報保護に関する体制の整備：体制に変更はなく、運用仕様書のとおり整備されている。

- ・ 成果物の品質：先の報告のとおり、実施している。

- ・ 履行期限：先の報告のとおり、差出完了している。

（機構）

すべての項目においてSLAを達成していることを確認した。

【記載例 2】品質管理に係る施策の取り組み状況

(受託事業者)

品質管理に係る施策の取り組み状況が分かる資料としてデータ編集、印字、加工、仕分けの各工程において使用するチェックリストを提出。

(機構)

各種チェックリストを確認した。運用仕様書に記載されたスケジュール管理手法が実施されている証跡はあるか。

(受託事業者)

工程別スケジュール表を提出。

【記載例 3】前回の約束事項（事件・事故・事務処理誤り）

(受託事業者)

〇月発送分において発生した誤封入事案を受けた再発防止策として、厚み検査の公差値を狭めた。また、検査においてエラーが発生した場合、ラインアウトされた製品すべてを開封して目視確認及び重量検査を行うよう運用を変更した。

参考資料として厚み検査、重量検査のログとチェックリストを提示。

(機構)

再発防止策が講じられていることを確認した。引き続き運用を徹底するように。

【記載例 4】上記 1 において未実施の事項が判明

(機構)

前項（２）－③について、一部のデータ編集用ＰＣにおいて最新のセキュリティパッチの未適用が確認された。

本業務で使用するすべての電子計算機の適用を確認し、ＰＣの画面の写しを〇月〇日までに提出すること。

(受託事業者)

速やかに対応する。

３．次回定例会議（履行中）の開催予定日

会議実施予定日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
会議実施予定場所	〇〇会議室

《受託事業者は定例会議の資料として以下を提出すること。》

- ・ 「受託業務 自主点検結果報告書」
- ・ 「個人情報等保護セルフチェックシート」
- ・ 「個人情報等管理台帳」
- ・ 品質管理に係る施策の取り組み状況が分かるもの
- ・ 許諾のない再委託を行っていないことが分かるもの
- ・ 履行場所の入退室状況が分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルススキャンを毎営業日実施したことが分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のセキュリティパッチを月 1 回以上適用したことが分かるもの
- ・ 委託業務で個人情報等を取り扱う電子計算機のウイルス対策ソフトのパターンファイル及び検索エンジンが最新のものに更新されていることが分かるもの

部（室）長 (又は年金センター長)	グループ長	担当者

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

⑩

法令及び契約内容の遵守状況に関する報告書

年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）の実施に当たり、法令及び契約内容の遵守状況の点検結果について報告します。

1. 当該委託業務の実施に当たり、契約書のほか、契約書に付属する仕様書及び委託する業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置していますか。

点検結果： ☐ 適 ☐ 不適（※該当する□に✓してください。以下同じ。）

2. 当該委託業務の実施に当たり、業務委託員への指導監督及び教育指導を行い、業務趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理を行っていますか。

点検結果： ☐ 適 ☐ 不適

3. 当該委託業務の実施に当たり、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働関係法令、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って管理していますか。

点検結果： ☐ 適 ☐ 不適

4. 当該委託業務の実施に当たり、仕様書等において日本年金機構より使用を認められている機器等（機器等の消耗品を含む。以下同じ。）の管理・取扱いは適切に行われていますか。また、使用が認められていない機器等の取扱いを行っている事実はありませんか。

点検結果： ☐ 適 ☐ 不適

運用仕様書作成手順

入札参加希望者は、別紙 13-2「運用仕様書」を表紙として、日本年金機構（以下「機構」という。）が審査する下記ⅠからⅣについてそれぞれの資料を作成すること。指定する様式にはその様式に沿って記入するとともに、提出する書面の順番はⅠからⅣとした上で、一連の頁番号を付して提出期限までに原本を 1 部提出すること。

なお、提出にあたっては、別紙 13-3「運用仕様書（提出前）記載及び提出資料確認リスト」に基づき記載及び添付漏れが無いことを確認すること。

Ⅰ. 会社概要

○提出する書類：下記の①～②の事項が記載された書面

① 登記上の法人名、会社名、屋号

② 会社案内（事業内容、企業理念、沿革、主要取引先、主要株主等）。

○注意事項等：上記②会社案内については、会社案内用パンフレット等でも可能

Ⅱ. 業務の履行実績

○提出する書類：別紙 13-4「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」及びその業務の内容が確認できる書類（契約書（写）、仕様書（写）等）
(※)

※契約の相手方が機構の場合は、業務の内容が確認できる書類の添付を省略することができる。

○注意事項等：過去 3 年以内に、当該業務又は個人情報等の取扱いを含む類似業務であって、当該業務と同規模（業務量及び契約期間）程度又はそれ以上の規模の業務の委託を受け完了させた実績を記載する。

なお、記載にあたっては、契約相手方、契約件名、契約期間、個人情報等を取り扱う業務概要（対象件数含む）及び契約履行に要した総人数及び使用した機器・設備の種類と数量を記載する。

Ⅲ. 業務の履行体制等

1. 業務の履行体制

(1) 業務の履行に関する管理体制

○提出する書類：別紙 13-5「管理者等申請書」（以下「管理者等申請書」という。）及び業務履行体制図（※）

※運送業務（業務の工程の一部に含まれる運送業務も含む。）について、運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合は、運送工程（運送区間、地域等）の各運送事業者の役割分担を確認できる書面を併せて提出する。（変更があった場合は、履行開始までに再提出すること。）

○注意事項等：管理者等申請書及び業務履行体制図には、仕様書に示す下記①～③の者を記載する。

なお、記載にあたっては、管理者等申請書及び業務履行体制図の下記①～②の者の氏名、③の者の人数がそれぞれ一致すること。

- ① 現場責任者
- ② 現場責任者補助者
- ③ 作業者の人数

※①及び②の者は、履行場所ごとに、当該履行場所で業務に従事する業務委託員の中から1名以上指名すること。

※③作業者の人数には、管理者（総括管理責任者、部署管理者、点検管理者、現場責任者及び現場責任者補助者）を含めないこと。

（２）事故発生時の緊急対応体制

○提出する書類：管理者等申請書及び事故発生時の機構への報告までの流れを記載した書面

○注意事項等：事故発生から機構への報告までの流れが確認でき、事故対応責任者の役割が確認できること。

なお、当該事故発生時の緊急対応体制を記載した書面については、情報セキュリティに関する体制（下記Ⅳ）とは別に作成すること。

（３）作業スケジュール

○提出する書類：委託要領に示す各作業工程について、

- ① それぞれの業務量（所要日数又は時間）が記載された書面
- ② 各作業工程を完遂するための作業スケジュールが記載された書面
- ③ 作業スケジュールの進捗管理手法について記載された書面
- ④ 作業スケジュールの遅延発生時の対応方針（方法）について記載された書面

○注意事項等：業務量を記載するにあたって、「所要日数」を記載する場合は、1日当たりの作業時間も併せて記載すること。

作業スケジュールの作成にあたっては、下記（ア）～（オ）に留意すること。

（ア）作業スケジュールは、下記（４）作業実施体制により履行可能であることが確認できる記載とすること。

（イ）再委託する工程がある場合は、その旨を上記①及び②の書面に記載すること。

（ウ）作業スケジュールは、令和9年5月～令和9年6月の納期（履行）にかかるスケジュールを記載すること。

（エ）複数落札入札制度の案件の場合は、最大受注可能数量を上記①の書面に記載した上で、その数量に対する各作業工程を完遂するための作業スケジュールを記載すること。

（オ）作業スケジュールの管理手法については、具体的に記載すること。

（４）作業実施体制

○提出する書類：各作業工程に必要な要員数（作業量）及び機器・設備の必要数、処理可能件数が記載された書面

○注意事項等：要員数（作業量）については各作業工程における1日当たりの要員数（作業量）とし、具体的には次の①～②に基づき記載する。

- ① 通常期・繁忙期がある業務については、通常期・繁忙期別に各作業工程の 1 日当たりの要員数（作業量）を記載する。
- ② 要員数（作業量）の算出は、各作業工程 1 日当たり 8 時間の作業時間に対して 1 人と換算し、「各作業工程 1 日当たりの延べ作業時間÷8」により 1 日当たりの要員数（作業量）を算出すること。算出根拠となる資料を添付すること。（様式は任意とする。少数点が発生する場合は、第三位以下を四捨五入する。
要員（作業量）及び機器・設備による処理可能件数を記載するに当たっては、1 日（又は 1 時間）当たりの処理可能数量を記載すること。
また、要員数（作業量）については、管理者等申請書における「2. 業務の履行に関する管理体制」の管理者と作業者の合計人数以下となることに留意すること。

（5）業務履行場所

- 提出する書類：管理者等申請書及び業務履行場所のレイアウトが分かる図面（事務室レイアウト、座席図等）
- 注意事項等：業務履行場所が複数ある場合は、漏れなく複数箇所を記載すること。
業務履行場所が予定の場合は、想定する履行場所を記載し、履行開始日の 10 日前までに確定した管理者等申請書を機構に再提出すること。

2. 業務の履行方法

（1）品質管理

- 提出する書類：・委託要領に示す作業品質を確保するため、具体的に下記①～⑤がそれぞれ記載された書面
 - ① 受託業務全体のスケジュール管理手法
 - ② 各作業工程における作業スケジュール及び品質管理手法
 - ※③以外の品質管理手法を記載すること。
 - ③ 各作業工程における事故を防止するための手法
 - ※品質管理手法のうち、個人情報等の漏えい防止策を記載すること。
 - ④ 各作業工程における設備・機器のエラー発生時の対応方法
 - ※④は対応方法のわかる手順書等を添付すること。
 - ・印刷時のエラーによる毀損発生時の毀損品管理・再出力手順等
 - ・圧着エラーによる毀損発生時の毀損品管理・再出力手順等
 - ・封入封緘機のエラーによる機器停止時の復旧手順（手封入手順、再作成手順、毀損品管理）等
 - ⑤ 業者ダミー品における品質管理手法及び事故を防止するための手法
 - ※②及び③に関連して、業者ダミー品の 1 ロールごとに下記の品質を確認する数量及び手法を具体的に記載すること。
 - ・汚れ、かすれ
 - ・圧着強度
 - ・その他の品質
- ・S L A に示されている要求水準・目標値を達成するために実施する施

策が記載された書面

- ・ ISO9001の認証があれば認証（写）

○注意事項等：作業品質の確保にかかる書面には、個人情報等を記録した毀損品が生じる可能性がある工程を明記のうえ、再作成の手順について記載すること。

(2) 再委託（再委託を行う場合のみ作成）

○提出する書類：・ 別紙13-6「再委託承認申請書」

- ・ 工程別の役割分担が確認できる書面

・ 再委託先の履行能力について、機構が要求する内容（「運用仕様書作成手順」のⅢの1（1）から（4）、3及びⅣ）と同等となっていることが分かる書類。また、運送業務を再委託する場合は、上記書類の代わりに、当該業務に係る再委託先の運送約款を提出すること。

○注意事項等：・ 再委託先が決定していない場合は、再委託開始予定日の10営業日前までに申請すること。

なお、契約締結後において、機構の承認を受けた場合は、再委託先から当該再委託業務の履行証明として別紙13-7「受託証明書」を徴収し、速やかに機構に提出すること。（再委託を行う業務が運送業務の場合に限り、受託証明書を運送約款に代えることができる。）

- ・ 運送業務を再委託する場合、再委託先は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

- ・ 受託事業者が、業務の一部を他の会社（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に請け負わせる場合は、再委託となるため、必ず申請すること。

なお、次のア又はイの場合は再委託に該当しない。

ア. 運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合（※）。

※貨物自動車運送事業法に定める貨物軽自動車運送事業を除く。

イ. 機構の了承を得た上で、グループ企業体が相互連携（業務分担）してそれぞれの事業を実施（共同受託）する場合。

3. 個人情報等保護に関する管理体制

○提出する書類： 管理者等申請書及び仕様書に示す、個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の監査体制及び点検体制の記載された書面

○注意事項等：管理者等申請書及び上記提出書面には、仕様書に示す下記①～③の者を記載する。

- ① 総括管理責任者
- ② 部署管理者
- ③ 点検管理者

※部署管理者は、履行場所ごとに1名を配置すること。

を行う者と異なる者とする。こと。（点検管理者が監査を行う者と異なる者であることを上記提出書面において確認できるようにすること。）

IV. 情報セキュリティに関する体制

○提出する書類：別紙 13 - 8「情報セキュリティに関する証明事項」に示す内容が記載された書面及びその内容を証明する資料

- 1 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等
- 2 情報漏えい発生時の対応
- 3 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画
- 4 業務の履行場所に関する安全管理措置計画
- 5 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画
- 6 電子計算組織に関する安全管理措置計画
- 7 情報セキュリティに関する第三者評価の証明

○注意事項等：当該情報セキュリティに関する体制を記載した書面については、事故発生時の緊急対応体制（上記Ⅲ. 1（2））とは別に作成すること。

＜グループ企業体による共同受託の申請等＞

機構の業務（契約）を、グループ内の複数の企業が相互連携（業務分担）しそれぞれの業務を実施することで履行する事（共同受託）を予定している場合については、以下に留意すること。

1. 共同受託が可能なグループ企業体の要件

共同受託により業務を実施するグループ企業体は、以下の①～⑤を全て満たしていること。

- ① （ア）会社法に定める親会社と子会社（親会社の議決権 50%超）の関係、又は（イ）会社法に定める共通の親会社を持つ子会社同士（共に親会社（子会社を含む）の議決権 50%超）の関係であること。（下図「共同受託が可能なグループ企業体の例」参照）
- ② グループ企業体の代表企業は、全省庁統一参加資格の等級がA等級であること。
- ③ グループ企業体の中で、業務の各作業工程の役割分担（作業分担）が明確になっていること。
- ④ 共同受託する業務（契約）の全体の実施責任を負う企業が明確になっていること。
- ⑤ グループ企業体の全ての企業が、Pマーク等の情報セキュリティに関する第三者評価の認証を得ていること。

2. 共同受託にかかる申請

運用仕様書提出時に以下の①～⑤の書類を全て作成等し、機構に対して共同受託することについて申請を行うこと。

- ① グループ企業体の資本関係が確認できる書類
- ② グループ企業体の代表企業の全省庁統一参加資格の写し
- ③ 各作業工程を実施する企業について、役割分担（作業分担）が記載された書類
- ④ 業務（契約）の全体の実施責任を負う企業を明記した申立書（※）
※全体の実施責任を負う企業が作成し、記名、押印すること。
- ⑤ Pマーク等第三者認証の登録証の写し（全ての企業分）

3. 運用仕様書作成にあたっての留意事項

運用仕様書を作成するにあたっては、以下の①～②に留意して作成すること。

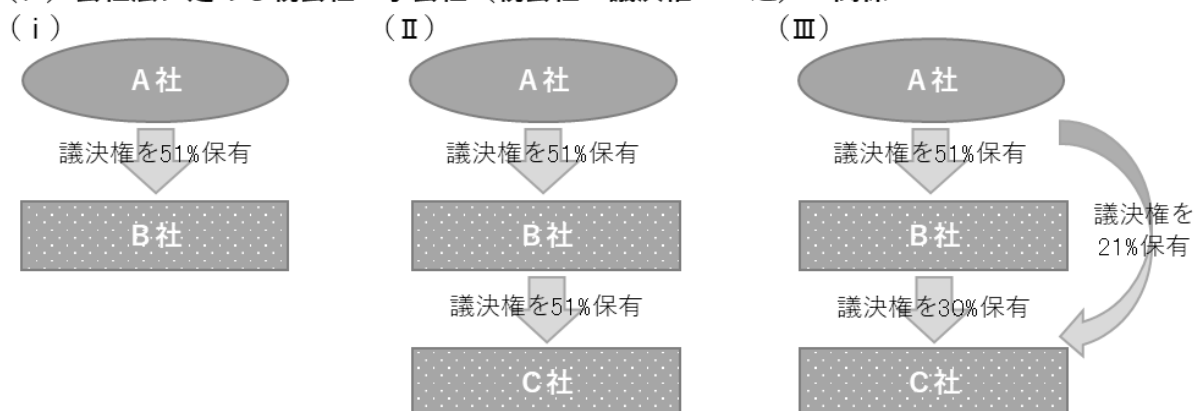
- ① 「Ⅱ. 業務の履行実績」について、グループ企業体としての実績を記載すること。
- ② 「Ⅲ. 1. 業務の履行体制」（１）～（２）及び（５）、「Ⅲ. 2. 業務の履行方法」（１）、「Ⅲ. 3. 個人情報等保護に関する管理体制」、「Ⅳ. 情報セキュリティに関する体制」について、機構の業務を実施するグループ企業体として体制等を記載すること。

4. 共同受託する際の契約方法

グループ企業体で共同受託する際には、機構とグループ企業体の全社と複数社契約を締結する。

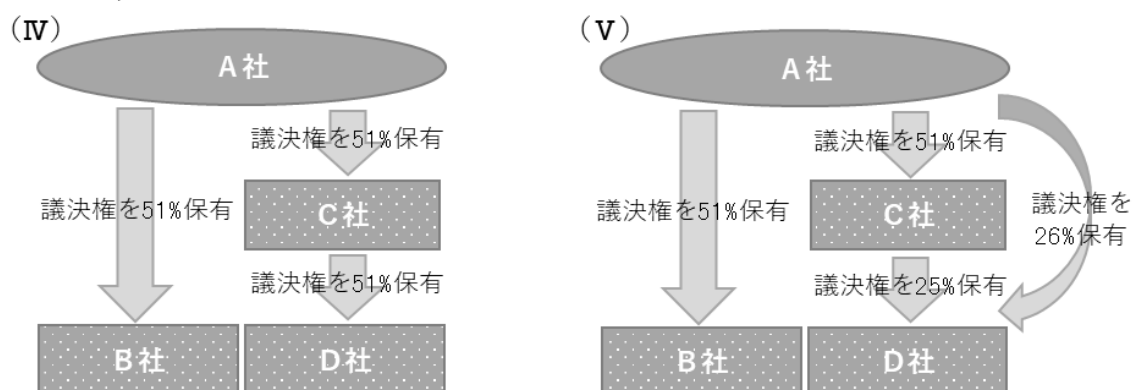
◆共同受託が可能なグループ企業体の例

(ア) 会社法に定める親会社と子会社（親会社の議決権50%超）の関係



➤ (i) ~ (III) のいずれのケースも、A ~ C 社の全ての組み合わせで共同受託が可能。

(イ) 会社法に定める共通の親会社を持つ子会社同士（共に親会社（子会社を含む）の議決権50%超）の関係



➤ (IV) (V) のいずれのケースも、A ~ D 社の全ての組み合わせで共同受託が可能。

※ (III) 及び (V) のような場合、間接保有割合が50%超のため、直接保有の議決権と間接保有の議決権は合算されます。

令和 年 月 日

運用仕様書

入札案件名 年金生活者支援給付金支給金額(改定)通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務(令和9年度)

I. 会社概要	
1. 法人名、会社名、屋号	頁
2. 会社案内	頁
II. 業務の履行実績	
・別紙 13-4「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」	頁
III. 業務の履行体制等	
・別紙 13-5「管理者等申請書」	頁
1. 業務の履行体制	
(1) 業務の履行に関する管理体制	頁
(2) 事故発生時の緊急対応体制	頁
(3) 作業スケジュール	頁
(4) 作業実施体制	頁
(5) 業務履行場所	頁
2. 業務の履行方法	
(1) 品質管理	頁
(2) 再委託	
別紙 13-6「再委託承認申請書」	頁
※再委託を行う場合のみ作成	
3. 個人情報等保護に関する管理体制	頁
IV. 情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）	
(1) 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等	頁
(2) 情報漏えい発生時の対応	頁
(3) 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画	頁
(4) 業務の履行場所に関する安全管理措置計画	
(5) 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画	頁
(6) 電子計算組織に関する安全管理措置計画	頁
(7) 情報セキュリティに関する第三者評価の証明	頁

※運送業務の場合、「IV情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）」にかかる書類の提出は不要。

運用仕様書（提出前）記載及び提出資料確認リスト

運用仕様書を提出する前に、再度、書類の添付漏れ、記載漏れがないか確認のうえ、提出期限までに提出してください。

I. 会社概要

項目	チェック欄
1. 法人名、会社名、屋号を記載した資料を添付したか。	☐
2. 会社案内を記載した資料を添付したか。	☐

II. 業務の履行実績

項目	チェック欄
「個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書」を添付したか。	☐

III. 業務の履行体制等

項目	チェック欄
「管理者等申請書」を添付したか。	☐
1.（1）業務の履行に関する管理体制を記載した資料を添付したか。	☐
1.（2）事故発生時の緊急対応体制を記載した資料を添付したか。	☐
1.（3）作業スケジュールを記載した資料を添付したか。	☐
1.（4）作業実施体制を記載した資料を添付したか。	☐
1.（5）業務履行場所を記載した資料を添付したか。	☐
2.（1）品質管理について記載した資料を添付したか。	☐
2.（2）再委託について記載した資料を添付したか。	☐
3. 個人情報等保護に関する管理体制を記載した資料を添付したか。	☐

IV. 情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）

項目	チェック欄
（1）情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程等を記載した資料を添付したか。	☐
（2）情報漏えい発生時の対応を記載した資料を添付したか。	☐
（3）情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画を記載した資料を添付したか。	☐
（4）業務の履行場所に関する安全管理措置計画を記載した資料を添付したか。	☐
（5）個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体及びデータの取扱いに関する安全管理措置計画に関する記載をした資料を添付したか。	☐
（6）電子計算組織に関する安全管理措置計画に関する記載をした資料を添付したか。	☐
（7）情報セキュリティに関する第三者評価の証明に関する資料を添付したか。	☐

グループ企業体による共同受託の申請をする場合のみ

項目	チェック欄
グループ企業体による共同受託の申請は、運用仕様書の別冊として作成し同時に提出することとしているか。	☐

※運送業務の場合、「IV情報セキュリティに関する体制（情報セキュリティに関する証明事項）」にかかる書類の提出は不要。

令和 年 月 日

個人情報等の取扱いを含む業務の受託実績申立書

契約の相手方	契約件名及び数量	契約期間	業務概要	履行に要した総人数及び 使用した機器・設備
	○契約件名 ○数量： 件	年 月～ 年 月		(人数)
				(機器・設備の種類／台数)
	○契約件名 ○数量： 件	年 月～ 年 月		(人数)
				(機器・設備の種類／台数)
	○契約件名 ○数量： 件	年 月～ 年 月		(人数)
				(機器・設備の種類／台数)

※過去3年以内に、当該業務又は個人情報等の取扱いを含む類似業務であって、当該業務と同規模（業務量及び契約期間）程度又はそれ以上の規模の業務の委託を受け完了させた実績を記載する。

※契約の相手方、契約件名、契約期間及び個人情報等を取り扱う業務の概要が確認できる書類（契約書（写）、仕様書（写）等）を添付する。ただし、契約の相手方が日本年金機構の場合は、業務の概要が確認できる書類の添付を省略することができる。

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

印

管理者等申請書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

⑤

1. 個人情報等保護に関する管理体制

	役職名	氏 名	連絡先	特定個人情報取扱者の場合は✓
総括管理責任者				
部署管理者				
点検管理者				

2. 業務の履行に関する管理体制

	役職名	氏 名	連絡先	特定個人情報取扱者の場合は✓
現場責任者				
現場責任者補助者				
作業者の人数	名	うち特定個人情報取扱者数	名	

※運送業務、文書廃棄業務、文書保管業務（特定個人情報を保管する場合を除く）については、作業者の人数、特定個人情報取扱者数欄は「—」を記載。

※作業者の人数には管理者（総括管理責任者、部署管理者、点検管理者、現場責任者及び現場責任者補助者）を含めないこと。

3. 事故発生時の緊急対応体制等

事由	1. 設置 2. 変更	変更事由	
	役職名	氏 名	連絡先
事故対応責任者			
事故対応責任者補助者			
再発防止策検討責任者			
再発防止策検討責任者補助者			

4. 業務の履行場所

事由	1. 新規 2. 変更	変更の場合	変更の事由： 1. 移転 2. 増改築 3. その他（ ）				
履行場所	所在地	業務内容	延床面積	入退出管理設備 ※該当する設備に○印で囲む		サーバ等機器の 設置場所の有無	保管庫の有無
			m ²	電子錠	・ 生体認証 その他（ ）		
			m ²	電子錠	・ 生体認証 その他（ ）		
			m ²	電子錠	・ 生体認証 その他（ ）		

○サーバ等機器の設置場所

履行場所	入退出管理設備※該当する設備に○印で囲む
	電子錠 ・ 生体認証 ・ その他（ ）
	電子錠 ・ 生体認証 ・ その他（ ）

※上記の業務の履行場所のうち「サーバ等機器の設置場所の有無」欄に「有」とした履行場所について記入

5. 委託業務で取り扱う個人情報等の保管場所

履行場所	延床面積	施錠責任者	火災等に対する設備
	m ²		
	m ²		
	m ²		

※上記4の業務の履行場所のうち「保管庫の有無」欄に「有」とした履行場所について記入

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

⑨

再 委 託 承 認 申 請 書

下記の業務のうち主体的部分を除く一部について下記に記載のとおり第三者に請け負わせることを承認願います。

なお、第三者に請け負わせることに伴い、以下の事項について誓約いたします。

- ・ 下記の業務を含む一切の業務責任は、弊社にあること
- ・ 第三者に請け負わせる業務を異なる第三者に更に請け負わせないこと
- ・ 再委託先に対しては、本契約にて弊社に課されている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）を遵守させること及びその遵守状況を定期報告させること
- ・ 日本年金機構が必要に応じ再委託先に対して調査等を実施する場合は、これに応じさせること

記

（対象案件名） 年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）

（委託部分） _____

（再委託先事業者名/所在地/連絡先）

（再委託する理由） _____

（再委託先事業者からの報告徴収方法）

※1 上記内容を記載する他、再委託先の履行能力について、機構が要求する内容（「運用仕様書作成手順」のⅢの1（1）から（4）、3及びⅣ）と同等以上となっていることがわかる書類を提出すること。

※2 運送業務を再委託する場合、上記※1に記載する書類は不要とし、当該業務に係る再委託先の運送約款を提出すること。また、再委託先事業者は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

※3 同一の委託部分（運送業務等）を複数の第三者に再委託する場合は、再委託先別の役割分担がわかるように上記（委託部分）欄に記載すること。

例：（委託部分） 運送業務（東京都のみ・〇〇工場から郵便局）

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
代 表 者 名

Ⓔ

受 託 証 明 書

下記の対象案件の業務のうち、_____業務については、_____
_____から要請がありましたので、必要な業務について、_____との契約に
基づき、責任をもって弊社が行うことを証明いたします。

なお、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用しないこと（本契
約終了後においても同様）、受託する業務を他者に請け負わせないこと及び日本年金機構が必
要に応じ弊社に対して調査等を実施する場合はこれに応じることを誓約いたします。

記

（対象案件名） 年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発
送準備業務（令和9年度）

（受託内容等） _____

（履行場所所在地及び名称）

情報セキュリティに関する証明事項

1. 情報セキュリティに関する基本方針・取扱規程（情報セキュリティポリシー）等

（1）下記に示す、情報セキュリティに関する基本方針、取扱規程等に記述されている内容を記載する。

- ① 情報セキュリティの基本方針・取扱規程（情報セキュリティポリシー）を定め、情報保護及び情報管理のため社則・就業規則に盛り込むなどの措置を講じているか。
- ② 個人情報等や機密情報の取扱いに関する規程や規則において、以下に掲げる事項が規定されているか。
 - 個人情報等や機密情報の取扱い
 - 個人情報等や機密情報の取扱いに関する従事者等（※）の役割・責任
 - ※ 従事者等は、仕様書 9（1）①～③及び 9（2）①～③の管理者及び業務委託員をいう。以下同じ。
 - 個人情報等や機密情報の取扱いに関する事項に違反した場合の処分
 - 個人情報等や機密情報の目的外利用の禁止
 - 個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の監査
 - 個人情報等や機密情報の取扱い及び情報セキュリティ対策に関する履行状況の点検
 - 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

2. 情報漏えい発生時の対応

（1）個人情報等や機密情報の漏えいが発生した場合における対応として、以下に掲げる体制を記載する。

- 委託者（機構）への報告体制
- 対応マニュアル等の整備
- 対応部署の指定
- 情報の漏えいによる影響及び原因の調査体制

3. 情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等の計画

（1）下記に示す内容を含む情報セキュリティに関する教育・研修・訓練等（以下「研修等」という。）の計画を記載する。

- ① 個人情報等や機密情報の保護及び管理に関する研修等の実施時期については、履行開始日の前営業日まで（履行開始後に初めて委託業務を行う業務委託員の業務開始時を含む。）及び履行開始後定期的に実施しているか。
- ② 研修等において、以下に掲げる内容を実施しているか。
 - 日本年金機構法や個人情報等に関する関係法令で定められている守秘義務及び罰則規定
 - 委託業務における遵守事項及び禁止行為
 - 個人情報等の保護にかかる就業規則等に違反した場合の処分
 - 情報漏えいとその影響
 - インシデントが発生した場合の手順
 - 受託事業者契約違反などがある場合の通報窓口の周知

○ その他留意すべき事項

4. 業務の履行場所に関する安全管理措置計画

業務で個人情報等を取り扱う履行場所を用意する場合は、以下の（１）（２）を記載する。

※ 業務で個人情報等を取り扱う履行場所を用意しない場合は、その旨記載する。

（１）業務の履行場所における入退室の制限及び管理方法、並びに入退室記録の点検方法を記載する。

（２）サーバ等の機器を設置する場所における入退室の制限及び管理方法、並びに入退室記録の点検方法を記載する。

※ サーバ等の機器を使用しない場合は、その旨記載すること。

5. 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、及び電子データの取扱いに関する安全管理措置計画

（１）業務の履行場所における個人情報等を記録した紙媒体及び外部電磁的記録媒体を保管する保管庫の設置場所（箇所）を記載する。

※ 個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体を取り扱わない場合は、その旨記載すること。

※ 通知書等作成業務においては、個人情報等を記録した毀損品が発生した場合の、保管庫の設置場所（箇所）について、別に記載すること。

（２）業務の履行場所における個人情報等を記録した電子データを保存又は利用（電子データへのアクセス、参照等含む。）する電子計算機の設置場所（箇所）を記載する。

※ 個人情報等を記録した電子データを取り扱わない場合は、その旨記載すること。

（３）保管庫の管理体制として以下を記載する。

○ 保管庫の施錠方法

○ 保管庫の管理者、保管庫の鍵（鍵によらない施錠の場合は、関係者のみが知りうる情報）の管理者

○ 保管庫の鍵の貸出方法及び貸出状況の記録方法（鍵によらない施錠の場合は、関係者のみが知り得る情報の管理方法、施錠状況の記録方法）

（４）個人情報等を記録した紙媒体及び電子データの複写複製の対象となる内容を記載する。

※ 複写複製の対象がない場合は、その旨記載する。

※ 複写複製とは、書類の複写のほか、電子データを電子計算機に格納することや電子データのバックアップの取得等をいう。

※ 契約締結後において、複写複製を行う前に、あらかじめ機構の書面による承認を受けること。

（５）個人情報等を記録した紙媒体、外部電磁的記録媒体、電子データ及びこれらの複写・複製物等が不要となる場合の、当該個人情報等の復元又は判読等が不可能な方法による抹消又は廃棄する方法、場所を記載する。

6. 電子計算組織に関する安全管理措置計画

業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織を用意する場合は、以下の（１）～（１１）、に掲げる組織的、物理的、及び技術的安全管理措置の計画を記載する。

※ 業務で個人情報等を取り扱う電子計算組織を用意しない場合は、その旨記載する。以下の(12)及び(13)については、業務で電子計算組織を用意する場合に、当該安全管理措置の計画を記載する。

※ 業務で電子計算組織を用意しない場合は、その旨記載する。

(1) 電子計算組織の管理体制

システム構成図及びシステム管理者を記載する。また、システム構成図には、個人情報等を取り扱う電子計算機と個人情報等を取り扱わない電子計算機とを明確に区分けして記載し、個人情報等を取り扱う電子計算機かつ外部電磁的記録媒体を接続する電子計算機についても明示する。なお、個人情報等を取り扱う電子計算機又は外部電磁的記録媒体を接続する電子計算機がない場合は、その旨を記載する。

(2) アクセス権限付与に関する規則等

アクセス権限及びIDの管理方法を記載する。

(3) IDに紐づいたパスワード設定方法又は変更頻度

パスワードは、12文字以上で、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種以上を組み合わせた設定となっているか否かを記載する。上記の設定ができない場合は、パスワードの変更頻度を併せて記載する。

(4) 電子計算組織とインターネットとの物理的隔離状況又は論理的遮断状況

インターネットとの接続箇所が認められないネットワーク構成図等を記載する。なお、インターネットとの接続箇所を論理的に遮断する場合は、委託業務で個人情報等を取り扱う全ての電子計算機において、インターネットとの通信を完全に遮断する方法が確認できる資料を記載又は添付する。

※「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

(5) 通信ネットワーク構築時における通信経路の閉域化又は専用線使用

通信経路の閉域化又は専用線使用を確認できる資料を記載又は添付する。

(6) 個人情報等を取り扱う電子計算機へのウイルス対策ソフトの導入証明及びウイルススキャンの実施体制

ウイルス対策ソフトの導入を確認できる資料を記載又は添付する。ウイルススキャンの実施方法を記載する。

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、最新のパターンファイル・検索エンジンに更新するための、外部電磁的記録媒体を用いた適用方法を記載する。

※「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

(7) 個人情報等を取り扱う電子計算機へのセキュリティパッチの適用体制

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、最新のセキュリティパッチを適用するための、外部電磁的記録媒体を用いた適用方法を記載する。

※「インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図」を参考

(8) 個人情報等を取り扱う電子計算組織で使用するソフトウェアがサポート契約期間中である証明

ソフトウェアがサポート契約期間内であり、アップデートの提供が保証されていることを確認できる資料を記載又は添付する。

※ ソフトウェアは、OSの他、個人情報等を取り扱う電子計算組織で使用するソフトウェア(ウイルス対策ソフト、データの抹消ソフト等も含む。)の全てを記載する。

(9) 個人情報等を取り扱う電子計算組織の監視体制

アクセス履歴、動作履歴、その他の取得する情報の内容及び保存期間を記載する。取得した情報を定期的に点検又は分析する方法を記載する。不正アクセスを検知するための電子計算組織の監視方法を記載する。

(10) 個人情報等を取り扱う電子計算機の外部電磁的記録媒体接続制限措置

個人情報等を取り扱う電子計算機には外部電磁的記録媒体が技術的又は物理的に接続することができない措置を講じ、外部電磁的記録媒体の接続制限にかかる規定及び内容を記載する。

物理的な安全管理措置の例：カバー、ブロッカー、ガード、セキュリティシール等（物理的な接続制限のみを行う場合、セキュリティシール等貼付するものについては転写型又は脆質型の再貼付できないものに限る。）

(11) 外部電磁的記録媒体を、個人情報等を取り扱う電子計算機へ接続させる場合における体制

外部電磁的記録媒体の取扱者を記載する。

インターネットから物理的に隔離又は論理的に遮断された環境において、外部電磁的記録媒体をウイルススキャンする方法を記載する。

なお、外部電磁的記録媒体の接続について物理的な接続制限措置のみを講じており、かつ接続制限措置を解除する場合は、下記の事項について別途記録を備え付ける（様式任意）。また、上記様式を添付し、③～⑤を記載する。

- ① 接続制限措置を解除した日時
- ② 接続制限措置解除の目的
- ③ 接続制限措置解除の承認者（④及び⑤とは別の者に限る）
- ④ 接続制限措置を解除した者
- ⑤ 外部電磁的記録媒体を接続した操作者

※ 物理的な接続制限措置の解除が行われない場合は、その旨を明記する。

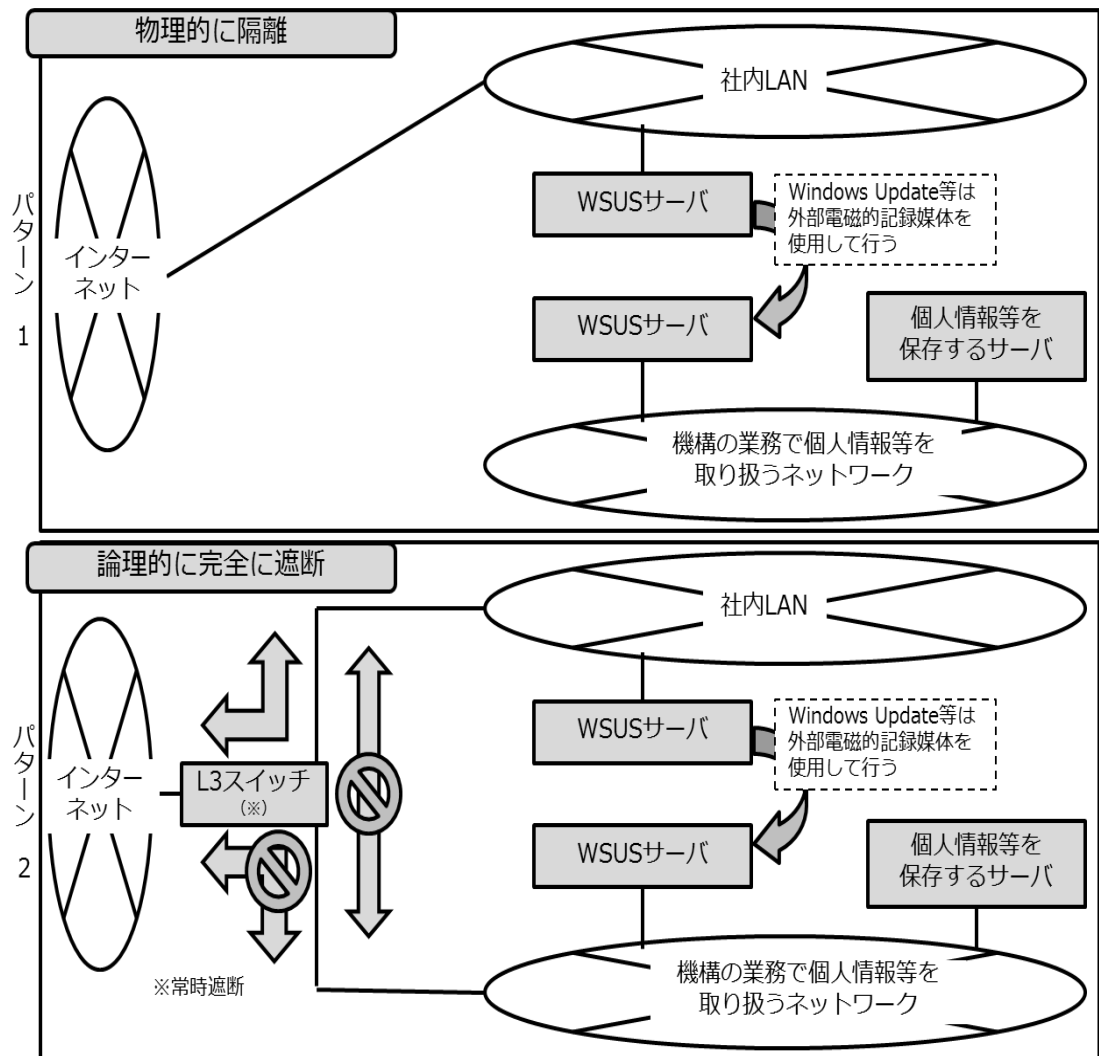
(12) 電子計算機の盗難又は紛失を防止するための直接かつ物理的な措置電子計算機に直接ワイヤロック等を講じている手段を記載する。

(13) 情報セキュリティインシデントを含めた障害発生時における電子計算組織の稼働を回復又は委託業務を回復する体制

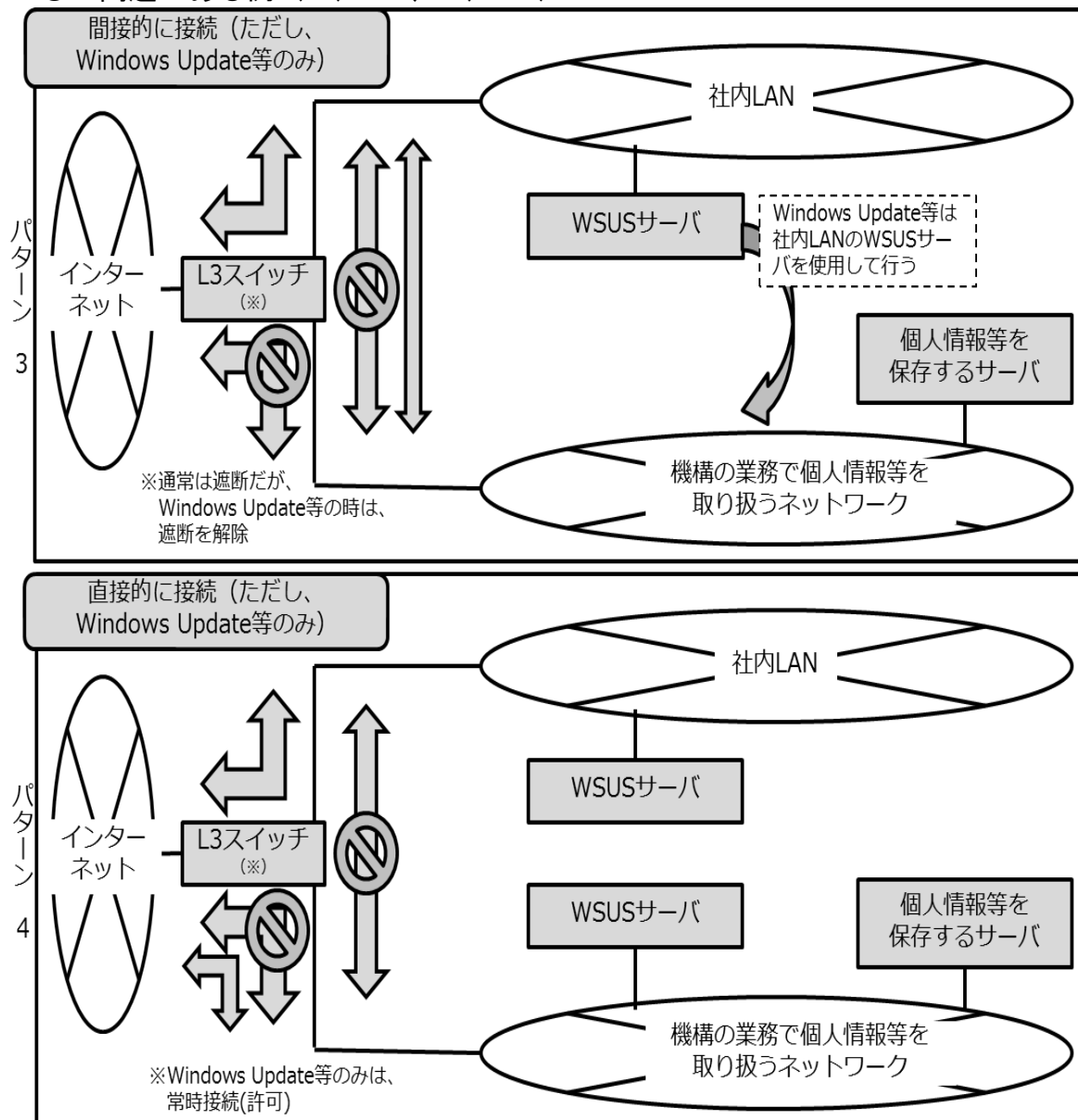
電子計算組織の稼働を回復、電子データの復旧又は委託業務を回復する方法を記載する。

(参考) インターネットからの隔離及び遮断に関するイメージ図

○ 問題がない例 (パターン 1、パターン 2)



○ 問題がある例（パターン 3、パターン 4）



7. 情報セキュリティに関する第三者評価の証明

プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001（情報セキュリティに関する第三者評価の認証。）の登録証の写しを提出する。

※ 上記の第三者評価を取得していない場合は、下記①及び②を提出する。

- ① 個人情報等や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた契約（契約終了後及び退職後においても有効である旨が記載されていること。）を締結した守秘義務契約書の写し
- ② 上記 1 から 6 までの項目について策定及び措置を講じていることを証明できる書類

（当該項目の策定及び措置を講じていない場合は、委託業務の開始までに上記 1 から 6 までの項目の策定及び措置を講じることを誓約する書類でも可）

年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書
の作成及び発送準備業務（令和９年度）

委託要領

日本年金機構
特定事業部

令和８年１０月

1. 通知書の仕様

年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書（以下「通知書」という。）の仕様

① 規格（サイズ）

縦：152.4mm（6.0インチ）、横：304.8mm（12.0インチ）

② 規格（重量）

6g以内

③ 材質

圧着式通知の加工が容易にできる上質紙

糊材塗布後 127g/m²（±5g/m²）

※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。

※データ印字をした際、にじみなどが発生しない用紙であること。

※圧着加工等を施した後の大きさ及び重さが、第二種郵便物の通常葉書の規格（長辺14～15.4cm、短辺9～10.7cm、重さ2～6g）に適合すること。

④ 印刷方式

オフセット印刷方式又はオンデマンド印刷方式

⑤ 刷色

2色刷（帳票部：緑色（DIC2568程度）、個別データ・二次元バーコード・音声コード：墨色）

※オフセット印刷を行う場合は、紫外線硬化型インキを使用すること。

※オンデマンド印刷を行う場合は、5ポイントの文字が明瞭に判別できるようにすること。

※水濡れにより容易ににじまないようにすること。

⑥ 加工

ア 両端から4.0インチの箇所に、圧着した後ハガキサイズになるように中間縦ミシン加工又はこれと同様の効果のある加工を行うこと。（Z折）

イ アで施した加工は、圧着ハガキを開いた際に容易に切断しないように加工すること。（折ミシンの両端はアンカットとなるようにすること。）

ウ 左上及び左下にコーナーカットを打ち抜くこと。

エ 音声コード印字位置の右側に切り欠き加工を行うこと。（別添1～3参照）

オ ハガキ本体には「郵便はがき」の文字を印刷し、その印刷された面に添付物を貼付する場合については、圧着加工を施した後にハガキ本体の「郵便はがき」の文字が表示されるよう添付物にパンチ加工（5穴）を施すこと。

⑦ 印字フォント（書体）

ゴシック系とする。ただし、別添1～2「印字仕様」の項番2「漢字住所」、項番3「カナ住所」、項番4「漢字氏名」、項番5「カナ氏名」、項番11「受給権者氏名」については、下記3（1）①アで貸与する印刷専用社会保険フォントとすること。

⑧ その他

ハガキ内面に印字されたデータが外側から容易にその内容が判読できないような措置を講じること。

2. 引渡場所及び担当部署

日本年金機構（以下、「機構」という。）から貸与するもの又は提供するものは、下記の場所及び担当部署から引き渡す。

[場所]

機構本部

〒168－8505

東京都杉並区高井戸西3－5－24

[担当部署]

特定事業部 特定通知グループ

[担当者]

酒井、小島

3. 作業内容

（1）技術試験品の作成

① 技術試験用データ及び印刷専用社会保険フォントの貸与

ア 機構は、契約締結後、速やかに技術試験用データ（30件程度）が格納されている外部電磁的記録媒体（以下「電子媒体」という。）及び印刷専用社会保険フォントデータが格納された電子媒体を貸与する。

イ 印刷専用社会保険フォントの取扱いについては、以下に留意すること。

- ・当該業務以外に使用しないこと。
- ・第三者に譲渡・貸与しないこと。
- ・印刷専用社会保険フォントを改変しないこと。

② 技術試験品の作成

ア 受託事業者は、別添1－1「統合通知書出力仕様」に基づき、技術試験品（30件程度；技術試験用データの全てを出力したもの）を作成すること。

イ 受託事業者は、1枚ごとに断裁された技術試験品を作成し、機構が別途指定する日までに提出すること。

ウ 機構は、上記イにて提出された技術試験品を検証し、不合格の場合、不適格事項に係る指示を行う。受託事業者は、機構の指示に従い、下記（4）本番検証品（試作品）の作成までに、不適格事項を改善すること。

（2）印刷原稿の作成

① 機構は、契約締結後、速やかに印影を貸与する。

印影の取扱いについては、以下に留意すること。

- ・当該業務以外に使用しないこと。

- ・ 第三者へ譲渡・貸与しないこと。
 - ・ 他の印影を当該業務に使用しないこと。
- ② 機構は、正式な印刷原稿について、令和９年３月中旬に、電子媒体を貸与するか、又は紙媒体を提供する。なお、提供時期については、契約締結後に連絡する。
- ③ 受託事業者は、上記１．通知書の仕様及び上記②の正式な印刷原稿に基づき、印刷原稿を作成すること。
- ④ 受託事業者は、印刷原稿を提出する際は、提出前に受託事業者においても正式な印刷原稿と読み合わせするなど、原稿内容の正確性を確保すること。
- ⑤ 受託事業者は、印刷原稿（紙媒体）を５枚作成し、令和９年４月１日までに機構へ提出すること。併せて、印刷原稿データ（テキストデータを識別できるPDFファイルに変換したデータ。）を電子媒体で機構へ提出すること。
- 機構は、合格の場合、プレ印刷帳票の作成開始の指示を行い、不合格の場合は、校正等の指示を行う。受託事業者は、機構の指示に従い、校正後の印刷原稿を、紙媒体及び電子媒体で機構へ提出すること。

（３）プレ印刷帳票（見本品）の作成

- ① 受託事業者は、上記（２）⑤にて作成開始の指示を受けた後、帳票（プレ印刷帳票）を作成すること。
- ② 受託事業者は、上記１．通知書の仕様及び上記（１）②の正式な印刷原稿に基づき、１枚ごとに断裁されたプレ印刷帳票を５０枚作成し、令和９年４月１７日までに機構へ提出し、機構の検証を受けること。機構は、合格の場合、本番検証品の作成開始の指示を行う。

（４）本番検証品（試作品）の作成

① 印字処理の仕様

ア 電子媒体の仕様

別添２－１「統合通知書データ電子媒体基準書」のとおり

イ データ仕様

- ・ 記録コード : Shift-JIS (ASCII) コード
 - ・ 外字 : 約８００種
 - ・ レコード長 : 別添２－１「統合通知書データ電子媒体基準書」のとおり（注１）
 - ・ ボリューム形式 : シングルファイル／シングルボリューム
 - ・ ソート順 : 郵便番号順及び基礎年金番号順
- （注１）レコード長については暫定的なものであるため、変更になる場合がある。

② 文字フォントデータの印字検証

受託事業者は、上記（１）①アで貸与された印刷専用社会保険フォントデータが確実に通知書に印字されることを、下記⑧の本番検証品提出時に機構へ報告すること。報告書の様式は任意とするが、全ての外字（別添３：印刷専用社会保険フォント一覧（項番7055～）参照）が出力されたものを添付すること。

なお、外字の作成にあたっては、文字ごとの「止め」、「はね」、「突き抜け」部分等が鮮明に判読・確認できるよう、20ポイント以上で印字（又は拡大コピー）すること。

（例）印刷専用社会保険フォント一覧 F 6 8 4 「慧」

③ カスタマバーコードの印字検証

ア カスタマバーコードは、内国郵便約款別記１４（郵便物の受取人の住所又は居所等をバーコードに変換し記載する方法）に規定する方法であること。

イ 受託事業者は、印字したカスタマバーコードが日本郵便株式会社において確実に読み取れることを、下記⑧の本番検証品提出時に機構へ報告すること。報告書の様式は任意とする。

④ 二次元バーコードの印字検証

ア 二次元バーコードは、機構が指定した番号等を変換し記載する方法（規格：モデル２、大きさバージョン２を予定）であること。規格等は、上記（２）②の正式な印刷原稿の提供時までに機構が指定する。

イ 受託事業者は、印字した二次元バーコードが確実に読み取れることを、下記⑧の本番検証品提出時に機構へ報告すること。報告書の様式は任意とする。

ウ 二次元バーコードの色は墨色とすること。

⑤ 音声コードの印字検証

ア 受託事業者は、別添４－１「音声コード印字要領」、別添４－２「音声コード収録内容」に基づき、音声コードを作成すること。

イ 受託事業者は、印字した音声コードがスマートフォン等で確実に読み取れること、また、音声内容が、上記アの収録内容と一致していることを、下記⑧の本番検証品提出時に機構へ報告すること。報告書の様式は任意とする。

ウ 音声コードの色は墨色とすること。

⑥ データ印字用プログラムの作成

ア 機構は、令和９年４月２６日（注２）までに、本番検証用データ（３０件程度）が格納されている電子媒体を貸与する。

（注２）引渡日は、機構の都合により、１営業日程度遅れる場合がある。この場合、機構は、事前に連絡する。

イ 受託事業者は、貸与された本番検証用データについて、別添１－２「印字仕様」に基づく印字となるようプログラムを作成すること。

また、作成したプログラムが別添１－２「印字仕様」のとおり出力できるか点検を行い、下記⑧の本番検証品提出時に、その点検結果を機構へ報告すること。報告書の様式は任意とするが、点検時に使用したチェックシート等を添付

すること。

ウ 印字する文字及び金額については、バランスを考慮した上で、可能な限り大きく見やすいものとする。

⑦ 印字出力誤り等による情報漏えいの防止措置

受託事業者は、誤出力等により情報漏えいを発生させないようにするため、また、お客様からの照会対応を確実にできるようにするため、通知書の可変印字箇所（宛名面・改定通知面・振込通知面）に管理番号（注３）を付し、機械的に確認する等適切な措置を講じること。なお、管理番号の重複付与（例：郵便番号区分ごとの重複付与等）は行わないこと。

（注３）管理番号は、対象者データ１件ごとに付与する固有の管理番号、管理バーコード（一次元バーコードに限る。）、その他管理記号のことをいう。

⑧ 本番検証品の作成

ア 受託事業者は、上記（３）②にて作成開始の指示を受けた後、別添１－２「印字仕様」に基づき、本番検証品（３０件程度；本番検証用データの全てを出力したもの）を作成すること。

イ 受託事業者は、１枚ごとに断裁された本番検証品を作成し、令和９年５月７日までに機構へ提出すること。併せて、別添５「本番検証品にかかる品質保証並びに印刷誤り防止にかかる報告書」を機構へ提出（注４）し、機構の検証を受けること。合格の場合、機構は、通知書の印刷開始の指示を行う。

（注４）複数台の機械を使用する場合、それぞれの機械で作成された成果物を確認するため、本番検証品は使用する機械ごとに作成したものをそれぞれ提出すること。

また、二連掛け等により複数のプログラムを使用する場合も、使用するプログラムごとに作成したものをそれぞれ提出すること。

（５）ダミー品の作成（業者ダミー品）

① 受託事業者は、本番検証品や下記（６）の通知書の品質確認を行うため、以下の措置を講じること。

ア 受託事業者は、１ロールごとに１件以上、ダミー品を作成すること。

ダミー品には、可変印字箇所に、受託事業者独自のダミーデータ又は本番検証用データを印字すること。また、上記（４）⑦と同じ位置に、管理番号を付すこと。

イ 受託事業者は、ダミー品を用いて、品質（汚れ、擦れ、圧着強度等）の確認を行うこと。

ウ 受託事業者は、ダミー品及び確認した証跡を契約終了時まで保管すること。

② 上記①については、変更する場合がある。変更する場合、機構は事前に連絡する。受託事業者は、機構の指示に従い、措置等を講じること。

(6) 通知書の作成

- ① 機構は、令和9年5月24日（注5）までに、個人情報that格納されている電子媒体（内容や媒体の規格等については、別添2-1「統合通知書データ電子媒体基準書」を参照。）を貸与する。また、併せて、電子媒体のデータ件数を記載した回付票を提供する。

受託事業者は、回付票に記載されたデータ件数と受領したデータ件数（電子媒体収録データ件数）とが一致することを確認すること。

受託事業者は、当該データについて、成果物の作成のみに使用することとし、ダミー品の作成等に使用してはならない。

※機構は、通常の発送分（以下「発送分」という。）の他に、分離分を依頼する場合がある。分離分の電子媒体については、発送分と分離して各々引渡しを行う。

（注5）引渡日は、機構の都合により、1営業日程度遅れる場合がある。この場合、機構は、事前に連絡する。

- ② 受託事業者は、上記（4）⑧にて印刷開始の指示を受けた後、通知書を作成し、圧着加工等を施すこと。
- ③ 受託事業者は、印刷誤りを防止するため、上記（4）⑧の本番検証品の作成時と同一の印刷環境で作成することとし、その結果について、下記（8）④に示す本番ダミー品の初回提出日までに、別添6「本番品にかかる品質保証書」により機構へ報告すること。また、併せて、同一プログラムを使用して印字したことが分かる証跡を添付すること。
- ④ 受託事業者は、圧着不良を防止するため、圧着状態を確認する装置により点検する等、適切な措置を講じること。また、圧着日から到着日（2～3週間程度）までの期間を考慮の上、適切な措置を講じること。
- ⑤ 分離分については、下記（11）②に示す納品日までに、機構（上記2.の担当部署）へ納品すること。
- ⑥ 受託事業者は、通知書を作成する過程で毀損が生じ、通知書の再作成が必要となる場合は、対象となる管理番号を記載したリスト等（以下「再作成対象者リスト」という）を作成し、再作成対象者リストに記載された管理番号と毀損した通知書の管理番号とを照合した上で、通知書を再作成すること。なお、再作成対象者リストについては、履行終了日まで保管すること。

受託事業者は、対象者の送付誤り等を防止するため、通知書を再作成した後、再作成対象者リストを活用の上、上長を含む複数名で当該対象者の確認を行うこと。

(7) 通知書の引抜き

機構は、契約期間中に、通知書の引抜きを依頼する場合がある。

この場合、機構は、令和9年5月26日（注6）までに、対象者の基礎年金番号等のデータ（エクセルファイル）が格納されている電子媒体を貸与するか、又は紙媒

体を提供するので、受託事業者は、その対象者の通知書（注7）を引抜き、下記（11）②に示す納期までに、機構（上記2. の担当部署）へ納品すること。

なお、引抜きは、全体で30件程度を想定しているが、ない場合もある。

（注6）依頼日は、機構の都合により、1営業日程度遅れる場合がある。この場合、機構は、事前に連絡する。

（注7）通知書は、引抜対象であっても作成・圧着加工等を行い、完成品として機構（上記2. の担当部署）へ納品すること。

（8）通知書（本番ダミー品）の引抜き確認

① 機構は、上記（6）①の電子媒体に、通知書（本番品）の品質を確認するためのダミーデータを挿入する。

なお、ダミーデータの挿入件数は、郵便番号の上2桁ごとに1件ずつを想定しているが、増減する場合もある。

② 受託事業者は、上記①のダミーデータを分離せずに、通知書を作成し、圧着加工等を施すこと。

③ 機構は、上記（6）①に示す電子媒体貸与時に、ダミーデータに基づき作成・圧着加工等を行った通知書（以下「本番ダミー品」という。）の対象一覧（ダミーの基礎年金番号等を記載）を電子媒体で貸与又は紙媒体で提供し、引抜きを依頼する。

④ 受託事業者は、上記③の対象一覧に基づき本番ダミー品を引抜き、ダミーデータを分離せずに本番ダミー品を作成したことを確認できる証跡（注8）とともに機構へ提出し、下記（11）②に示す納品日の1営業日前までに機構の検証を受けること。

なお、本番ダミー品及び証跡の提出方法については、別途指示する。

（注8）本番品と本番ダミー品を連続して印刷（本番品の中に挿入された状態で印刷）していることを確認できる印刷機（印刷システム）のログその他客観的な証跡とする。

⑤ 機構は、上記④にて提出された本番ダミー品及び証跡を検証し、合格の場合、機構は、下記（11）の納品を指示する。

⑥ 上記①～⑤については、変更する場合がある。変更する場合、機構は事前に連絡する。受託事業者は、機構の指示に従い、体制を整えること。

（9）発送準備

① 受託事業者は、印刷・圧着加工等を施した通知書を、カスタマバーコードの有無ごと、かつ、郵便区番号（3桁及び5桁）ごとに区分し、所定の割符を添えて結束すること。

② 分離分及び引抜分については発送しない。このため、貸与した電子媒体単位及

び引抜用データが格納されている電子媒体単位で結束することとし、上記①による発送準備は行わないこと。

納品にあたっては、ファイル名称、件数等を記載した書面を添付すること。

(10) 差出通数集計表の作成

- ① 受託事業者は、別添7「差出通数集計表」を作成し、下記(11)②に示す納品日の5営業日前までに、機構へ提出すること。作成にあたっては、発送分のカスタマバーコード有無、引抜分及び本番ダミー品を分けて記載すること。(分離分等は記載しない。)

なお、納品日ごと、都道府県ごと、郵便区番号(3桁及び5桁)ごと及びカスタマバーコードの有無ごとの差出通数について、任意様式にて機構への提出を求める場合がある。

- ② 受託事業者は、貸与された電子媒体のデータ件数(発送分のみ。分離分、引抜分及び本番ダミー品分は除くこと。)と通知書発送件数とが一致することを確認すること。
- ③ 機構は、料金後納郵便物差出票を、下記(11)②に示す納品日の1営業日前までに提供する。

(11) 納品(発送分)

① 納品方法

機構が指定する日本郵便株式会社の郵便局(別添8「差出可能郵便局一覧」)へ差し出すことにより納品とする。

ただし、受託事業者は、機構から上記(8)⑤の納品の指示があるまで納品してはならない。

また、受託事業者は、納品にあたり、次の対応を行うこと。

ア 受託事業者は、令和9年4月5日までに、差し出す郵便局を決定して、機構に連絡すること。

また、受託事業者は、差し出す郵便局を決定する前に、持込み数量の限度や梱包単位、納品方法等について、差し出す郵便局と事前に協議を行い、郵便局側の了解を得ること。郵便局との協議結果について、令和9年5月28日までに機構に書面で報告すること。

イ 受託事業者は、通知書に、上記(10)③にて受領した料金後納郵便物差出票を添えて、納品日の17時までに日本郵便株式会社へ差し出すこと。

また、料金後納郵便物差出票の控えについては、下記②の納品日から3営業日以内に機構へ提出すること。

② 納品日

令和9年6月7日

(12) 委託物品の返却等

- ① 受託事業者は、貸与した電子媒体及びその他の貸与品（印影等）について、令和9年6月23日までに、機構へ返却すること。
- ② 受託事業者は、本業務の過程で発生した個人情報や印影等のデータについて、令和9年6月22日から23日までの間に復元又は判読不可能な方法により抹消すること。
ただし、同じデータが存在する場合は、そのうち的一方を期日より前に復元不可能な方法により抹消しても差し支えない。
- ③ 受託事業者は、本業務の過程で発生した個人情報や印影等の紙媒体について、令和9年6月23日までに判読不可能な方法により廃棄すること。
- ③ 受託事業者は、上記①の返却、上記②の抹消及び上記③の廃棄に関し証明するため、令和9年6月23日までに、仕様書別紙
9「個人情報等の返却・廃棄等に関する報告書」を機構へ提出すること。

4. 委託条件等

(1) 第三者への委託

- ① 受託業務の実施にあたり、当該業務の全部又は主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について再委託をする場合、受託事業者は、事前に機構の書面による承認を得なければならない。
承認を受けた場合には、再委託業務が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、受託事業者は、速やかに再委託先と本契約にて受託事業者に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び機構が再委託先に調査等を行える条件が含まれた契約を締結すること。
なお、本業務において主体的部分を除く一部とは、搬送業務に限る。
ただし、個人情報等が目に触れる業務であれば、再委託することはできない。
- ② 機構は、再委託先の監督を受託事業者に求めるものとする。
- ③ 再委託にあたっては、以下の事項を遵守すること。
 - ア 再委託者に対する契約書等については、この委託要領に定める委託条件を必ず規定すること。
 - イ 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。
 - 受託事業者の再委託先に対する監督・監査・報告徴収に関する権限。
 - 機構の再委託先に対する監査・報告徴収に関する権限。
 - 再委託先における個人情報等の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止。
 - 再委託先における個人情報等保護のための体制の整備及び安全管理措置。
 - 再々委託の禁止。
 - 個人情報等の漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任。

- ④ 再委託の承認を受けた場合においても、受託事業者は再委託先の行為について全責任を負うものとし、受託業務に違反した場合、機構は再委託の承認を取り消すとともに、受託事業者は機構における全ての損害を再委託先と連帯して補填するものとする。

(2) 搬送について

- ① 搬送の際に車輛を使用する場合、受託事業者は、受託事業者の自社便又は配送業者を使用すること。
- ② 搬送に使用する車輛は、施錠できる有蓋車とし、本業務以外の他の物品との混載を行わないこと。
- ③ 電子媒体を搬送する場合、受託事業者は、水漏れや落下等による破損（電子媒体等の記録内容の破壊を含む。）を防止する容器（電子媒体等用プラスチックケース等）に収納するとともに、盗難及び紛失等による情報漏えいを防止するため、施錠可能かつ堅固な容器（ジュラルミンケース等）を用いる他、必要な措置を講じること
また、必要な物品は、受託事業者があらかじめ準備すること。

(3) 作業上の注意事項

- ① 総括管理責任者及び現場責任者は、作業状況を常に把握し、印刷の内容、印刷物の保管方法等に最善の注意を払うこと。
- ② 部署管理者は、履行場所ごとに一人ずつ配置し、履行場所内における個人情報の作成（受理）から廃棄（抹消）までの状況を常に把握すること。
- ③ 点検管理者は、現場責任者及び部署管理者が個人情報を適切に取り扱っているかの確認を行うこと。また、業務の特質上、点検管理者は、総括管理責任者、現場責任者及び部署管理者と兼務してはならない。
- ④ 事故が発生した場合、総括管理責任者又は現場責任者は、発生状況、原因等について把握し、直ちに事故処理状況等を機構に報告し、機構の指示を仰ぐこと。
- ⑤ 成果物に、納品遅延や情報漏えい等となりうる重大な不良が判明した場合、総括管理責任者又は現場責任者は、直ちに機構に報告するとともに、当該成果物以外の完成品や仕掛品についても、同様の事象が発生していないかを点検し、その後の対応について機構の指示を仰ぐこと。
- ⑥ 機械停止が発生した場合、ヒューマンエラーを防止するための適切な措置を講じること。

(4) 電子媒体に関する注意事項

- ① 電子媒体にデータを格納する場合、当該データを暗号化し、復号化等するためのパスワードを設定すること。

パスワードは、定期的に機構が通知する。

- ② 電子媒体を機構に送付する際は、追跡可能な方法によることとし、送付物の送付事蹟（送付物、宛先、送付年月日、到着年月日、追跡証書（特定記録郵便追跡番号等）等）を記録すること。

- ③ 受託事業者は、パスワードが本来閲覧できる者以外の者に知られた場合又はパスワードを記した書類を紛失した場合は、直ちに機構に報告の上、電子媒体を追跡可能な方法により機構へ返却すること。

なお、機構が郵便事故等によりパスワードを記した書類の紛失を把握した場合は、機構からその旨連絡する。受託事業者は、連絡を受けた後、直ちに電子媒体を追跡可能な方法により機構へ返却すること。

- ④ 機構へ提出、納品又は返却する電子媒体は、最新のウイルスパターンにより、ウイルススキャンを実施の上、ウイルスが検知されなかったものを納品すること。

統合通知書 出力仕様

令和8年10月
日本年金機構

1 目的

この出力仕様は、日本年金機構が行う年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）の委託において、受託事業者が納品する通知書について、その作成仕様を規定するものである。

2 通知書の印字仕様

通知書の印字については、日本年金機構から受託事業者に貸与される「統合通知書外部電子媒体」の情報をもとに、下記に従って行うこと。

- 印字仕様：別添 1－2
- レイアウト：別添 1－3
- 印字位置：別添 1－4
- レコード仕様表：別添 2－2

また、通知書の音声コードの作成にあたっては、下記を参照し、音声コードを作成すること。

- 別添 1－3「レイアウト」
- 別添 4－1「音声コード印字要領」
- 別添 4－2「「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書・振込通知書」に係る音声コードへ収録する内容【固定音声コード】」

帳票 I D			帳票名称	年金生活者支援給付金 統合通知書		作成者	
						作成日	
項番	表裏区分	項 目	桁数 * 行数	印字形式	印字仕様		
1	表	郵便番号	全角8桁*1行	NNN△△△△△ 又は NNN-NN△△ 又は NNN-NNNN	①入力項目 ・送付先郵便番号（レコード仕様表 項番34） ②編集方法 ・送付先郵便番号を全角文字に変換し、桁数に応じて、下記の出力形式に編集し設定する。 <出力形式> 出力形式1（郵便番号が3桁の場合） NNN△△△△△ （ △…全角スペース ） 出力形式2（郵便番号が5桁の場合） NNN-NN△△ （ △…全角スペース ） 出力形式3（郵便番号が7桁の場合） NNN-NNNN ※郵便番号桁数について 郵便番号3桁…DBに格納されている郵便番号の4～7桁が' 00△△' である。 郵便番号5桁…DBに格納されている郵便番号の6～7桁がスペースである。 郵便番号7桁…DBに格納されている郵便番号の7桁目までが数字である。（代表郵番を含む）		
2	表	漢字住所	全角20桁*4行	NNN~NNNN NNN~NNNN NNN~NNNN NNN~NNNN	①入力項目 ・送付先住所漢字（レコード仕様表 項番37） ②編集方法 ・送付先住所漢字≠全て△（スペース）の場合 住所漢字を20文字に空白で区切った単語が収まる範囲で区切り、設定する。 収まらない場合、次の行に編集する。 （上記編集方法で4行に収まらない場合、上記編集を行わず4行に分割し、設定する。） ・上記以外の場合 当該項目印字対象外。		
3	表	カナ住所	全角20桁*4行	NNN~NNNN NNN~NNNN NNN~NNNN NNN~NNNN	①入力項目 ・送付先住所カナ（レコード仕様表 項番38） ②編集方法 ・送付先住所漢字≠全て△（スペース）の場合 当該項目印字対象外。 ・上記以外の場合 住所カナを全角文字に変換し、20文字に空白で区切った単語が収まる範囲で区切り、設定する。 収まらない場合、次の行に編集する。 （上記編集方法で4行に収まらない場合、上記編集を行わず4行に分割し、設定する。）		

帳票 I D		帳票名称	年金生活者支援給付金 統合通知書			作成者	
						作成日	
項番	表裏区分	項 目	桁数*行数	印字形式	印字仕様		
6	表	カスタマバーコード	半角23桁*1行	NNN~NNNN	①入力項目 ・送付先BCD有無表示、送付先郵便番号、送付先住所表示番号（レコード仕様表 項番35、34、36） ②編集方法 ・BCD有無表示=0の場合 当該項目印字対象外。 ・上記以外（BCD有無表示=1）の場合 郵便番号及び住居表示番号をバーコード（外字）に変換し設定する。 <出力形式> ABBBBBBBBCCCCCCCCCCCCCDE ・A：スタートコード（1桁） ・B：郵便番号（7桁） ・C：住所表示番号（13桁） ・D：チェックデジット（1桁） ・E：ストップコード（1桁） （補足） ・カスタマバーコードの仕様については、日本郵便株式会社が示すものとする。（ https://www.post.japanpost.jp ）		
7	表	シーケンス番号	半角9桁*1行	XXXXXXXX	①入力項目 ・統合通知連続番号（レコード仕様表 項番17） ②編集方法 ・統合通知連続番号の下9桁をそのまま設定する。		
8	表	QRコード（郵便物管理用）	半角29*1行	XXX~XXXX	QRコード情報（29桁）を基にQRコード作成仕様（※）に従い印字する。 なお、QRコード情報の項目は以下の通り。 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX ①：QRシステム識別コード（2桁）（レコード仕様表 項番102） ②：QR郵便物種別コード（3桁）（レコード仕様表 項番104） ③：QR給付金種別コード（4桁）（レコード仕様表 項番105） ④：QR照会番号（12桁）（レコード仕様表 項番106） ⑤：QR処理年月日（8桁）（レコード仕様表 項番107）		
9	裏	給付金の種類	全角5桁*1行	NNNNN	①入力項目 ・給付金種別（レコード仕様表 項番49） ②編集方法 ・給付金種別を以下の出力形式（右詰め）に編集し設定する。 <出力形式> ・NN△△△ → △△△NN ・NNNNN → NNNNN		
10	裏	基礎年金番号	半角11桁*1行	XXXX-XXXXXX	①入力項目 ・基礎年金番号（レコード仕様表 項番4） ②編集方法 ・基礎年金番号を下記の出力形式に編集し設定する。 <出力形式> XXXX-XXXXXX		

【QRコード作成時の仕様】

- 「モデル2」を使用
- 文字属性:「英数字」
- 「バージョン2」を使用し、1セル5ドット以上で作成すること
- 誤り訂正レベル:「M」
- QRコードの各辺から2mm以上余白を確保すること

帳票 I D		帳票名称		年金生活者支援給付金 統合通知書		作成者	
						作成日	
項番	表裏区分	項 目	桁数 * 行数	印字形式	印字仕様		
14	裏	支払至年月	全角2 * 1 半角2 * 1 半角2 * 1	G G (元号) yy (年) mm (月)	①入力項目 ・至年、至月（レコード仕様表 項番 8 4、8 5） ②編集方法 ・至年、至月＝0 の場合 「から△△年△△月までの各偶数月」の部分を“*****～***”で上書き印字する。 ・上記以外の場合 至年を和暦変換し、下記の出力形式に編集し設定する。 年月の十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定する。 又、和暦変換後の至年の年が1年の場合は、「元」を設定する。 <出力形式> G Gyy、mm ・ G G : 元号 ・ yy : 和暦変換後至年の年（ただし、十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定） ・ mm : 至月（ただし、十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定）		
15	裏	振込先金融機関名 ／銀行・金庫・信組	半角14*1行	XXXXXXXXXXXXX △銀行・金庫・信組	①入力項目 ・支払方法機関コード、金融機関名称（レコード仕様表 項番 6 5、7 1） ②編集方法 ・支払方法機関コードが「1」（銀行）の場合 左詰めで金融機関名称を印字し、△（全角スペース）を入れた後に 右詰めで“銀行・金庫・信組”と印字する。		
16	裏	振込先金融機関名 ／ゆうちょ銀行	全角6*1行	ゆうちょ銀行	①入力項目 ・支払方法機関コード（レコード仕様表 項番 6 5） ②編集方法 ・支払方法機関コードが「2」（ゆうちょ銀行）の場合 右詰めで“ゆうちょ銀行”と印字する。		
17	裏	振込先金融機関名 ／支店	半角21*1行	XXXX～XXXX△支店	①入力項目 ・支払方法機関コード、本店・支店名（レコード仕様表 項番 6 5、7 3） ②編集方法 ・支払方法機関コードが「1」（銀行）の場合 左詰めで本店・支店名を印字し、△（全角スペース）を入れた後に 右詰めで“支店”と印字する。		

金融機関名称と本店支店名の先頭位置を揃えてください。
 “銀行・金庫・信組”“支店”“ゆうちょ銀行”
 は右詰（3行上の『年金生活者支援給付金』の
 右端とそろえる）

帳票 I D		帳票名称	年金生活者支援給付金 統合通知書			作成者	
項番	表裏区分	項 目	桁数 * 行数	印字形式	印字仕様		
18	裏	今回支払年月	全角2 * 1 半角2 * 1 半角2 * 1	G G (元号) yy (年) mm (月)	①入力項目 ・支払年月日年、支払年月日月 (レコード仕様表 項番57、58) ②編集方法 ・帳票種別コード (レコード仕様表 項番54) が「0」でかつ、 自年、自月 (レコード仕様表 項番81、82) が「0」以外の場合 当該項目の文章「△△年△△月の支払額」の△△には「**」を設定する。 ・上記以外の場合 支払年月日年を和暦変換し、下記の出力形式に編集し設定する。 年月の十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定する。 又、和暦変換後の支払年月日年の年が1年の場合は、「元」を設定する。 <出力形式> G G yy、mm ・ G G : 元号 ・ yy : 和暦変換後支払年月日年の年 (ただし、十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定) ・ mm : 支払年月日月 (ただし、十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定)		
19	裏	次回支払年月 (自年月)	全角2 * 1 半角2 * 1 半角2 * 1	G G (元号) yy (年) mm (月)	①入力項目 ・支払年月日年、支払年月日月 (レコード仕様表 項番57、58) ・自年、自月、至年、至月 (レコード仕様表 項番81、82、84、85) ②編集方法 ・帳票種別コード (レコード仕様表 項番54) が「0」の場合 ①自年、自月と至年、至月が同じである場合 当該項目の文章「△△年△△月から△△年△△月の各期支払額」の△△には「**」を設定する。 ②自年、自月と至年、至月が同じでない場合 次回支払年月 (自年月) (項番19) に支払年月日年、支払年月日月を、 次回支払年月 (至年月) (項番20) に至年・至月を和暦変換し、下記の出力形式に編集し設定する。 ・帳票種別コード (レコード仕様表 項番54) が「1」の場合 ①自年、自月と至年、至月がともに「0」の場合 当該項目の文章「△△年△△月から△△年△△月の各期支払額」の△△には「**」を設定する。 ②自年、自月と至年、至月が同じである場合 2番目の年月空欄箇所 (項番20) に、自年・自月を和暦変換し、下記の出力形式に編集し設定し、 文章「△△年△△月から」の部分を「*****~*」で上書き印字する。 ③自年、自月と至年、至月が同じでない場合 次回支払年月 (自年月) (項番19) に自年・自月を、 次回支払年月 (至年月) (項番20) に至年・至月を和暦変換し、下記の出力形式に編集し設定する。 <出力形式> 年月の十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定する。 又、和暦変換後の自年の年が1年の場合は、「元」を設定する。 (G G yy、mm) ・ G G : 元号 ・ yy : 和暦変換後自年の年 (ただし、十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定) ・ mm : 自月 (ただし、十の位が0の場合は、当該桁に半角スペースを設定)		
20	裏	次回支払年月 (至年月)	全角2 * 1 半角2 * 1 半角2 * 1	G G (元号) yy (年) mm (月)			

帳票 I D		帳票名称	年金生活者支援給付金 統合通知書			作成者	
						作成日	
項番	表裏区分	項 目	桁数 * 行数	印字形式	印字仕様		
21	裏	今回給付金支払額	半角11桁*1行	99999999999	①入力項目 ・今回給付金正当支払額（レコード仕様表 項番 7 7） ②編集方法 ・帳票種別コード（レコード仕様表 項番 5 4）が「0」でかつ、 自年、自月（レコード仕様表 項番 8 1、8 2）が「0」以外の場合 “*****”を編集する。 ・上記以外の場合 今回給付金正当支払額を、「印字仕様書（別紙 1）」の出力形式に編集し設定する。		
22	裏	次回給付金支払額	半角11桁*1行	99999999999	①入力項目 ・今回給付金正当支払額、次回給付金正当支払額（レコード仕様表 項番 7 7、8 9） ②編集方法 ・帳票種別コード（レコード仕様表 項番 5 4）が「0」でかつ、 自年、自月（レコード仕様表 項番 8 1、8 2）が「0」以外の場合 今回給付金正当支払額を、「印字仕様書（別紙 1）」の出力形式に編集し設定する。 ・上記以外の場合 ①自年、自月（レコード仕様表 項番 8 1、8 2）と至年、至月（レコード仕様表 項番 8 4、8 5）が ともに「0」の場合 “*****”を編集する。 ②上記以外の場合 次回給付金正当支払額を、「印字仕様書（別紙 1）」の出力形式に編集し設定する。		
23	裏	今回調整額	半角11桁*1行	99999999999	①入力項目 ・今回調整合計額（レコード仕様表 項番 7 8） ②編集方法 ・帳票種別コード（レコード仕様表 項番 5 4）が「0」でかつ、 自年、自月（レコード仕様表 項番 8 1、8 2）が「0」以外の場合 “*****”を編集する。 ・上記以外の場合 今回調整合計額を、「印字仕様書（別紙 1）」の出力形式に編集し設定する。		
24	裏	次回調整額	半角11桁*1行	99999999999	①入力項目 ・今回調整合計額、次回調整合計額（レコード仕様表 項番 7 8、9 0） ②編集方法 ・帳票種別コード（レコード仕様表 項番 5 4）が「0」でかつ、自年、自月（レコード仕様表 項番 8 1、8 2）が「0」以外の場合 今回調整合計額を、「印字仕様書（別紙 1）」の出力形式に編集し設定する。 ・上記以外の場合 ①自年、自月（レコード仕様表 項番 8 1、8 2）と至年、至月（レコード仕様表 項番 8 4、8 5）が ともに「0」の場合 “*****”を編集する。 ②上記以外の場合 次回調整合計額を、「印字仕様書（別紙 1）」の出力形式に編集し設定する。		

帳票 I D			帳票名称	年金生活者支援給付金 統合通知書		作成者	
						作成日	
項番	表裏区分	項 目	桁数 * 行数	印字形式	印字仕様		
25	裏	今回振込額	半角11桁*1行	99999999999	①入力項目 ・今回給付金支払額（レコード仕様表 項番79） ②編集方法 ・帳票種別コード（レコード仕様表 項番54）が「0」でかつ、 自年、自月（レコード仕様表 項番81、82）が「0」以外の場合 “*****”を編集する。 ・上記以外の場合 今回給付金支払額を、「印字仕様書（別紙1）」の出力形式に編集し設定する。		
26	裏	次回振込額	半角11桁*1行	99999999999	①入力項目 ・今回給付金支払額、次回給付金支払額（レコード仕様表 項番79、91） ②編集方法 ・帳票種別コード（レコード仕様表 項番54）が「0」でかつ、 自年、自月（レコード仕様表 項番81、82）が「0」以外の場合 今回給付金支払額を、「印字仕様書（別紙1）」の出力形式に編集し設定する。 ・上記以外の場合 ①自年、自月（レコード仕様表 項番81、82）と至年、至月（レコード仕様表 項番84、85）が ともに「0」の場合 “*****”を編集する。 ②上記以外の場合 次回給付金支払額を、「印字仕様書（別紙1）」の出力形式に編集し設定する。		

<金額の編集印字例（999,999,999円）>

- ・ 値が正の場合、左側の” 0 ” は” * ” で埋める。
- ・ 値が負の場合、” - ” の左側は” △ ”（スペース）で埋める。
 - [1] ” 0 0 0 1 0 0 0 0 0 C ” → ” * * * * 1 0 0 , 0 0 0 ” 円
 - [2] ” 0 0 0 1 0 0 0 0 0 D ” → ” △△△ - 1 0 0 , 0 0 0 ” 円
- ・ 値が 0 の場合、” * * * * * * * * * 0 ” 円

レイアウト（案）

<div>料金後納 郵便</div> <div>親展</div> <div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div></div> <div>大切なお知らせ</div> <div>差出人  日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号</div> <div><div>！</div><div>開封前にあて名をご確認ください。 他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。</div></div> <div>② ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりと開いてください。 (水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)</div> <div>①</div>	<div>①年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書</div> <div>(この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。)</div> <div>令和9年4月分からお支払いする支給金額は以下のとおりとなります。 なお、この支給金額は、令和9年6月(4月分、5月分)からのお支払いとなります。(改定内容に関しては、裏面①をお読みください。)</div> <div>給付金の種類 年金生活者支援給付金</div> <div>基礎年金番号</div> <div>◎受給者氏名</div> <div>令和9年6月1日</div> <div>支給金額(月額) 円</div> <div>厚生労働大臣 印</div>	<div>②年金生活者支援給付金 振込通知書</div> <div>(初回振込予定日) 令和9年6月15日</div> <div>以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。 振り込みは 年 月から 年 月までの各偶数月に行われます。(裏面②の振込予定日をご参照ください。)</div> <div>給付金の種類 年金生活者支援給付金</div> <div>基礎年金番号</div> <div>◎受給者氏名</div> <div>◎振込先※1</div> <div>◎給付金支払額及び振込額</div> <table><thead><tr><th></th><th>年 月の支払額</th><th>年 月から 月の各期支払額</th></tr></thead><tbody><tr><td>給付金支払額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>調整額※2</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>振込額</td><td>円</td><td>円</td></tr></tbody></table> <div>※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます。 ※2 「調整額」については、裏面をご覧ください。</div> <div>厚生労働省 官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長 印</div>		年 月の支払額	年 月から 月の各期支払額	給付金支払額	円	円	調整額※2	円	円	振込額	円	円
	年 月の支払額	年 月から 月の各期支払額												
給付金支払額	円	円												
調整額※2	円	円												
振込額	円	円												

印字位置（案）



親展 (Personal delivery)

(1)

(2), (3)

(4), (5)

(6)

(7)

(8)

大切なお知らせ (Important notice)

差出人 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
Japan Pension Service

開封前にあて名をご確認ください。
他人あての郵便物が届いた場合は、お手数ですが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記載して、郵便ポストに投函してください。

② ①
ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

①年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書

(この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。)
令和9年4月分からお支払いする支給金額は以下のとおりとなります。
なお、この支給金額は、令和9年6月(4月分、5月分)からのお支払いとなります。(改定内容に関しては、裏面①をお読みください。)

給付金の種類 (9) 年金生活者支援給付金

基礎年金番号 (10)

◎受給者氏名 (11)

支給金額(月額) (12) 円

令和 9 年 6 月 1 日

厚生労働大臣 印

②年金生活者支援給付金 振込通知書

(初回振込予定日) 令和9年6月15日

以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。
振り込みは (13) 年 (13) 月から (14) 年 (14) 月までの各偶数月に行われます。(裏面②の振込予定日をご参照ください。)

給付金の種類 (9) 年金生活者支援給付金

基礎年金番号 (10)

◎受給者氏名 (11)

◎振込先 (15)/(16)
(17)

◎給付金支払額及び振込額		
	(18) 年 (18) 月の支払額	(19) 年 (19) 月から (20) 年 (20) 月の各期支払額
給付金支払額	(21) 円	(22) 円
調整額	(23) 円	(24) 円
振込額	(25) 円	(26) 円

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長

印

統合通知書データ
電子媒体基準書

令和8年10月
日本年金機構

目 次

第1章 目的

第2章 具体的事項

2. 1 電子媒体関係

2. 1. 1 電子媒体の引渡し形態

2. 1. 2 電子媒体に関する規定事項

(1) ハード仕様

(2) ソフト仕様

2. 2 レコードの規定事項

2. 2. 1 レコード収録条件

第3章 留意事項

3. 1 暗号化要件

3. 1. 1 自己解凍形式（A E S暗号形式）

第1章 目的

この基準書は、日本年金機構が行う各種帳票作成の委託業務において、日本年金機構が受託事業者に対して貸与する各種帳票データ（電子媒体）（以下、「電子媒体」という。）の作成仕様を規定するものである。

第2章 具体的事項

2. 1 電子媒体関係

2. 1. 1 電子媒体の引渡し形態

電子媒体を引渡す際に、電子媒体に収録されている内容を明確にするため、ラベルを電子媒体のケースに貼付する。ラベルの各項目の記入内容は表2. 1. 1-1のとおりである。

表2. 1. 1-1 ラベルの記入内容

項番	項 目	DVD	ケース	内 容	備 考
1	タイトル	○	○	電子媒体に収録したデータの日本語名称を記入する。	
2	正／副	○	○	電子媒体が正／副のどちらであることを明記する。	
3	ボリューム名	○	○	電子媒体に設定したボリューム名を記入する。	
4	ファイル名	○	○	電子媒体に設定したファイル名を記入する。	
5	サイクル		○	電子媒体を作成した処理サイクルを記入する。	
6	枚数	○(※)	○	電子媒体を分割して収録した場合、「1」からの通番で記入する。形式は「対象の枚数／全体枚数」とする。	(※)DVD本体には分割がある場合にのみ「対象の枚数」を記入する。
7	作成年月日		○	電子媒体を作成した運用日付を記入する。	
8	収録件数		○	電子媒体に収録されているデータ件数を記入する。	収録件数は明細数ではなく、レコード件数を記入する。

電子媒体の回付票記載事項とその内容は、表2. 1. 1－2のとおりである。

表2. 1. 1－2 回付票記載事項

項番	項 目	内 容	備 考
1	ボリューム名	電子媒体に設定したボリューム名を記入する。	
2	ファイル名	電子媒体に設定したファイル名を記入する。	
3	収録件数	電子媒体に収録されているデータ件数を記入する。	収録件数は明細数 では無く、レコード 件数を記入する。
4	作成年月日	電子媒体を作成した運用日付を記入する。	

2. 1. 2 電子媒体に関する規定事項

(1) ハード仕様

日本年金機構作成電子媒体のハード仕様の項目とその内容は、表2. 1. 2-1のとおりである。

表2. 1. 2-1 電子媒体のハード仕様

項番	項 目	内 容	備 考
1	記録型DVD規格	DVD-RW	
2	ディスク外径	120mm	
3	記録方式	相変化記録方式	
4	レーザー波長	650nm	
5	記憶容量	4.7GB（片面）	記憶可能容量 ディスク1枚あたり：4.37GB 1ファイルあたり：2.00GB ※1ファイルあたりの記憶可能容量については、暗号化前後ともに2.00GBを上限とする。
6	記録形式	UDF形式	UDF 2.01
7	書込方式	パケットライト	UDF形式でサポート ※書込み時は必ずセッションを閉じること。

(2) ソフト仕様

① 電子媒体のソフト仕様

電子媒体のソフト仕様の項目とその内容は、表2. 1. 2-2のとおりである。

表2. 1. 2-2 電子媒体のソフト仕様

項番	項 目	内 容	備 考
1	ボリューム名	英数字10桁以内 例：MD25xxxxxx	
2	ファイル名	英数字19桁以内 例：AA1111xxAO11O	
3	暗号化ファイル名	DVD-RWには、暗号化後のファイル（ファイル名後の「.（ドット）＋拡張子」を含む）を収録 英数字23桁以内 例：AA1111xxAO11O.exe	3. 1 暗号化要件参照
4	レコード形式	固定長レコード	・ファイル単位の情報は②ソフト仕様の補足説明（ア）を参照 ・レコード形式については②ソフト仕様の補足説明（イ）を参照
5	データ属性	1バイト文字又は2バイト文字	
6	内部コード	Shift-JIS（ASCII）コード	
7	ファイル形式	シングルファイル／シングルボリューム（DVD1枚に1ファイルの情報を収録）	

② ソフト仕様の補足説明

ソフト仕様に関する補足説明は、以下の通り。

(ア) ファイルの種類

本業務で作成するファイルの一覧は、表2. 1. 2-3の通り。

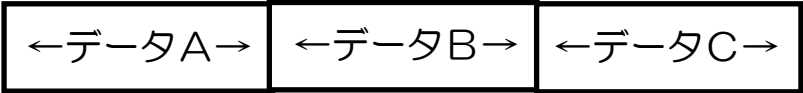
表2. 1. 2-3 各ファイル情報

項番	ファイル名称	レコード形式	レコード長(バイト)
1	給付金統合通知情報(QR)	固定長レコード	2129

(イ) レコード形式

固定長ファイルレコード形式

バイナリ属性を含め、任意のデータ属性を格納したレコードで
使用可能な形式データ部に関しては、区切りのないファイル



2. 2 レコードの規定事項

2. 2. 1 レコード収録条件

各種帳票ファイルは以下に示す収録条件に従い作成する。

ファイルの収録条件は以下の通り。

表2. 2. 1 給付金統合通知情報（QR）の収録条件

項番	媒体	収録条件	ソート順	分割
1	給付金統合通知 情報（QR）	受給権者毎の改定通知、振込通知のデータ であり、1レコードに対して受給権者1人 分のデータが存在する。	郵便番号（昇 順）、基礎年 金番号（昇 順）	あり （※）

※ 統合通知書（固定音声コード）：最大10分割にするが、今後の運用で変更される場合もある。

統合通知書（可変音声コード）：改定通知書（固定音声コード／可変音声コード）：
分割なしの想定だが、今後データ数が増加し、分割が必要となった場合は、別途調整する。

第3章 留意事項

3. 1 暗号化要件

暗号化方式は以下の方式とする。

3. 1. 1 自己解凍形式（AES暗号形式）

鍵の値および変更周期については別途、日本年金機構から通知する。

基本設計		入出力設計		レコード仕様表								作成		承認		作成日		P	
業務名		通知統合		業務 I D	VNT	レコード名称		給付金統合通知情報（QR）					レコードID		SVNT042				
項番	レベル 番号	日本語名			データ項目名		タイプ	桁数	反復	バイト 位置	接頭語	編集文字列	初期値	再定義名 (記号項目名)	備考			修正記号	変更区分
1	01	給付金統合通知情報 (QR)			SVNT042			G		1									
2	03	給付金送達管理			LLA30			G		1									
3	05	データ部			DATA-BU			G		1									
4	07	基礎年金番号			キソナン-B			X	10	1									
5	07	作成年月日			サケ-YMD			9	8	11									
6	07	作成順位数			サジ' ユン-S			P	2	19									
7	07	帳票パラメタ I D			チヨヒヨウ-PARM-ID			X	8	21									
8	07	認定年度			コンテイ-ND			9	4	29									
9	07	認定年月日			コンテイ-YMD			9	8	33									
10	07	認定順位数			コンテイ' ユン-S			P	2	41									
11	07	統合通知送付先整理番号			トウクウ' ソウフサキ' セリ-B			X	10	43									
12	07	統合通知通知書コード			トウクウ' ツウチショ-C			X	4	53									
13	07	統合通知通知毎連続番号			トウクウ' ツウチゴ' トーレンジ' ケ-B			X	3	57									
14	07	統合通知通知毎総枚数			トウクウ' ツウチゴ' トーソウマイ-S			P	3	60									
15	07	統合通知全通知連続番号			トウクウ' セ' ソウチーレンジ' ケ-B			X	3	62									
16	07	統合通知全通知総枚数			トウクウ' セ' ソウチーソウマイ-S			P	3	65									
17	07	統合通知連続番号			トウクウ' レンジ' ケ-B			X	10	67									
18	07	送付回数			ソウフ-カイ-S			P	2	77									
19	07	再送付状況コード			サイソ-ジ' ヨウキヨウ-C			X	1	79									
20	07	予備			FILLER			X	36	80									
21	07	再送付年月日			サイソ-YMD			9	8	116									
22	07	再送付入力部署コード			サイソ-ニユリヨク' ショ-C			X	4	124									
23	07	再々送付状況コード			サイソ2-ジ' ヨウキヨウ-C			X	1	128									
24	07	予備			FILLER			X	36	129									
25	07	再々送付年月日			サイソ2-YMD			9	8	165									
26	07	再々送付入力部署コード			サイソ2-ニユリヨク' ショ-C			X	4	173									
27	07	再々々送付状況コード			サイソ3-ジ' ヨウキヨウ-C			X	1	177									
28	07	予備			FILLER			X	36	178									
29	07	再々々送付年月日			サイソ3-YMD			9	8	214									
30	07	再々々送付入力部署コード			サイソ3-ニユリヨク' ショ-C			X	4	222									
31	07	受付年月日			ウケ-YMD			9	8	226									
32	07	受付入力部署コード			ウケ-ニユク' ショ-C			X	4	234									
33	07	予備			FILLER			X	11	238									
34	07	送付先郵便番号			ソウフサキ-YB			X	10	249									
35	07	送付先BCD有無表示			ソウフサキ-BCD-ウム-I			X	1	259									
36	07	送付先住所表示番号			ソウフサキ-ジ' ユヒヨウ-B			X	13	260									
37	07	送付先住所漢字			ソウフサキ-ジ' ユクショ-KJ			N	80	273									
38	07	送付先住所カナ			ソウフサキ-ジ' ユクショ-KN			X	80	433									
39	07	送付先氏名漢字			ソウフサキ-シメイ-KJ			N	25	513									
40	07	送付先氏名カナ			ソウフサキ-シメイ-KN			X	25	563									
41	07	QR給付金種別コード			QR-キユクフキン-シユベ' ツ-C			X	4	588									
42	07	予備			FILLER			X	7	592									
43	07	レコード長			REC-LENG			B	4	599									
44	07	帳票情報			チヨヒヨウ-JH			X	1500	601									
45	07	帳票情報再定義			チヨヒヨウ-JH-R			G		601			チヨヒヨウ-JH						
46	09	振込／送金通知作成用			SVSP250			G		601									
47	11	給付金種別コード			キユクフキン-シユベ' ツ-C			X	1	601									
48	11	予備			FILLER			X	3	602									
49	11	給付金種別			キユクフキン-シユベ' ツ			N	5	605									
50	11	生年月日			セイ-YMD			G		615									
51	13	生年月日年			セイ-YMD-Y			9	4	615									
52	13	生年月日月			セイ-YMD-M			9	2	619									
53	13	生年月日日			セイ-YMD-D			9	2	621									
54	11	帳票種別コード			チヨヒヨウ-シユベ' ツ-C			X	1	623									
55	11	支払原因コード			ハライ-ゲン' イン-C			X	2	624									
56	11	支払年月日			ハライ-YMD			G		626									
57	13	支払年月日年			ハライ-YMD-Y			9	4	626									
58	13	支払年月日月			ハライ-YMD-M			9	2	630									
59	13	支払年月日日			ハライ-YMD-D			9	2	632									
60	11	設置番号			セツチ-B			G		634									
61	13	制度コード			セイト-C			9	1	634									

基本設計		入出力設計		レコード仕様表										作成		承認	作成日		P	
業務名		通知統合		業務 I D		VNT		レコード名称		給付金統合通知情報（QR）					レコードID		SVNT042			
項番	レベル番号	日本語名		データ項目名		タイプ	桁数	反復	バイト位置	接頭語	編集文字列	初期値	再定義名 （記号項目名）	備考			修正記号	変更区分		
62	13	固定番号		コティ-B		9	1		635											
63	13	銀行・郵便局区分		ギ`ンコウ`ユウビ`ンキヨク`クブ`ン		9	1		636											
64	11	連番		レンバ`ン		9	9		637											
65	11	支払方法機関コード		ハライホウ`キョウ`キカン`C		X	1		646											
66	11	支払方法預入コード		ハライホウ`キョウ`ヨウ`C		X	1		647											
67	11	直営店舗区分コード		チヨウエイテンホ`ークブ`ン`C		X	1		648											
68	11	銀行番号		ギ`ンコウ`B		X	6		649											
69	11	支払先局コード		ハライサキ`キヨク`C		X	6		649				ギ`ンコウ`B							
70	11	支払先局郵便番号		ハライサキ`キヨク`YB		X	10		655											
71	11	金融機関名称		キンユウ`メイ		X	14		665											
72	11	郡市区名		ク`ンシク`メイ		X	14		665				キンユウ`メイ							
73	11	本店・支店名		ホ`ン`シテン`メイ		X	21		679											
74	11	郵便局名		ユウビ`ン`キヨク`メイ		X	21		679				ホ`ン`シテン`メイ							
75	11	支払先預金通帳番号		ハライサキ`ヨキン`B		X	18		700											
76	11	支払先貯金通帳番号		ハライサキ`チヨキン`B		X	18		700				ハライサキ`ヨキン`B							
77	11	今回給付金正当支払額		コンカイ`キユウフキン`セイトウ`ハライ`G		P	9		718											
78	11	今回調整合計額		コンカイ`チヨウセイ`カイ`G		P	9		723											
79	11	今回給付金支払額		コンカイ`キユウフキン`ハライ`G		P	9		728											
80	11	自年月		ジ`ー`ネンゲ`ツ		G			733											
81	13	自年		ジ`ー`ネン		9	4		733											
82	13	自月		ジ`ー`ツキ		9	2		737											
83	11	至年月		イタル`ネンゲ`ツ		G			739											
84	13	至年		イタル`ネン		9	4		739											
85	13	至月		イタル`ツキ		9	2		743											
86	11	支払年月		ハライ`YM		G			745											
87	13	支払年		ハライ`Y		9	4		745											
88	13	支払月		ハライ`M		9	2		749											
89	11	次回給付金正当支払額		ジ`カイ`キユウフキン`セイトウ`ハライ`G		P	9		751											
90	11	次回調整合計額		ジ`カイ`チヨウセイ`カイ`G		P	9		756											
91	11	次回給付金支払額		ジ`カイ`キユウフキン`ハライ`G		P	9		761											
92	11	受給権者氏名カナ		ジ`ユシャー`シメイ`KN		X	25		766											
93	11	受給権者氏名漢字		ジ`ユシャー`シメイ`KJ		N	25		791											
94	09	給付金改定通知情報		SVNT041		G			841											
95	11	給付金種別コード2		キユウフキン`シュベ`ツ`C-2		X	1		841											
96	11	給付金種別漢字		キユウフキン`シュベ`ツ`KJ		N	5		842											
97	11	老齢月額		ロウレイ`M`G		P	9		852											
98	11	補足月額		ホゾク`M`G		P	9		857											
99	11	障害月額		ショウガ`イ`M`G		P	9		862											
100	11	遺族月額		イゾ`ク`M`G		P	9		867											
101	07	QRコード情報		QR`C`JH		G			2101											
102	09	QRシステム識別コード		QR`システム`シキベ`ツ`C		9	2		2101											
103	09	QR郵便物区分コード		QR`ユウビ`ンブ`ツ`クブ`ン`C		G			2103											
104	11	QR郵便物種別コード		QR`ユウビ`ンブ`ツ`シュベ`ツ`C		9	3		2103											
105	11	QR給付金種別コード		QR`キユウフキン`シュベ`ツ`C		9	4		2106											
106	09	QR照会番号		QR`ショウカイ`B		9	12		2110											
107	09	QR処理年月日		QR`ショリ`YMD		9	8		2122											

基本設計		入出力設計		レコードレイアウト							作成		承認		作成日		P	
業務名	通知統合			業務 I D	VNT	レコード名称	給付金統合通知情報（QR）					レコードID	SVNT042					

項番	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
項目名	給付金統合通知情報（QR）																			
	給付金送達管理																			
	データ部																			
	基礎年金番号	作成年月日	作成順位数	帳票パラメタID	認定年度	認定年月日	認定順位数	号統合通知送付先整理番	号統合通知通知書コード	号統合通知通知毎連続番	号統合通知通知毎連続番	号統合通知通知毎連続番	号統合通知通知毎連続番	号統合通知通知毎連続番	統合通知連続番号	送付回数	再送付状況コード	予備	再送付年月日	再送付入力部署コード
形式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
属性	X	9	P	X	9	9	P	X	X	X	P	X	P	X	X	X	X	9	X	
バイト数	10	8	2	8	4	8	2	10	4	3	2	3	2	10	2	1	36	8	4	
バイト位置	1	11	19	21	29	33	41	43	53	57	60	62	65	67	77	79	80	116	124	

項番	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
項目名	給付金統合通知情報（QR）															
	給付金送達管理															
	データ部															
		再々送付状況コード	予備	再々送付年月日	再々送付入力部署コード	再々送付状況コード	予備	再々送付年月日	再々送付入力部署コード	受付年月日	受付入力部署コード	予備	送付先郵便番号	送付先BCD有無表示	送付先住所表示番号	送付先住所漢字
形式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
属性	X	X	9	X	X	X	9	X	9	X	X	X	X	X	X	N
バイト数	1	36	8	4	1	36	8	4	8	4	11	10	1	13	160	
バイト位置	128	129	165	173	177	178	214	222	226	234	238	249	259	260	273	

項番	37	38	39	40	41	42	43	44	102	104	105	106	107
項目名	給付金統合通知情報（QR）												
	給付金送達管理												
	データ部												
	送付先住所カナ	送付先氏名漢字	送付先氏名カナ	QR給付金種別コード	予備	レコード長	帳票情報	QRコード情報	QRシステム識別コード	QR郵便物種別コード	QR給付金種別コード	QR照会番号	QR処理年月日
形式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
属性	X	N	X	X	X	B	X	9	9	9	9	9	9
バイト数	80	50	25	4	7	2	1500	2	3	4	12	8	
バイト位置	433	513	563	588	592	599	601	2101	2103	2106	2110	2122	

基本設計		入出力設計			レコードレイアウト												作成		承認		作成日		P	
業務名	通知統合			業務 I D		VNT		レコード名称			給付金統合通知情報（QR）							レコードID		SVNT042				

再定義レコードレイアウト 帳票情報再定義 再定義元： 帳票情報																														
項 番	47	48	49		51	52	53	54	55	57	58	59	61	62	63	64		65	66	67	68		70		71		73		75	
項 目 名	帳票情報再定義																													
	振込／送金通知作成用																													
	給 付 金 種 別 コ ー ド	予 備	給 付 金 種 別	生年月日			帳 票 種 別 コ ー ド	支 払 原 因 コ ー ド	支払年月日			設置番号		連 番	支 払 方 法 機 関 コ ー ド	支 払 方 法 預 入 コ ー ド	直 営 店 舗 区 分 コ ー ド	銀 行 番 号	支 払 先 局 郵 便 番 号	金 融 機 関 名 称	本 店 ・ 支 店 名	支 払 先 預 金 通 帳 番 号								
				生 年 月 日 年	生 年 月 日 月	生 年 月 日 日			支 払 年 月 日 年	支 払 年 月 日 月	支 払 年 月 日 日	制 度 コ ー ド	固 定 番 号										銀 行 ・ 郵 便 局 区 分							
形 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
属 性	X	X	N	9	9	9	X	X	9	9	9	9	9	9	9	9	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
バ イ ト 数	1	3	10	4	2	2	1	2	4	2	2	1	1	1	1	9	1	1	1	6	10	14	21	18						
バ イ ト 位 置	601	602	605	615	619	621	623	624	626	630	632	634	635	636	637	646	647	648	649	655	665	679	700							

	75	77	78	79	81	82	84	85	87	88	89	90	91	92	93	95	96	97	98	99	100
項 																					

項 番	100	
項 目 名	*2	
	*3	
形式		
属性		
バイト数		
バイト位置		

基本設計		入出力設計		レコードレイアウト				作成		承認		作成日		P	
業務名	通知統合		業務 I D	VNT	レコード名称	給付金統合通知情報（QR）			レコードID		SVNT042				

再定義レコードレイアウト 支払先局コード 再定義元：銀行番号

項 番	69	
項 目 名	支 払 先 局 コ ー ド	
形 式	-	
属 性	X	
バ ー 数	6	
バ ー 位 置	649	

項 番		
項 目 名		
形 式		
属 性		
バ ー 数		
バ ー 位 置		

項 番		
項 目 名		
形 式		
属 性		
バ ー 数		
バ ー 位 置		

基本設計		入出力設計		レコードレイアウト				作成		承認		作成日		P	
業務名	通知統合		業務 I D	VNT	レコード名称	給付金統合通知情報（QR）			レコードID		SVNT042				

再定義レコードレイアウト 郡市区名 再定義元：金融機関名称		
項 番	72	
項 目 名	郡市区名	
形 式	-	
属 性	X	
バイト数	14	
バイト位置	665	

項 番	
項 目 名	
形 式	
属 性	
バイト数	
バイト位置	

項 番	
項 目 名	
形 式	
属 性	
バイト数	
バイト位置	

基本設計		入出力設計		レコードレイアウト						作成		承認		作成日		P		
業務名	通知統合			業務 I D	VNT	レコード名称	給付金統合通知情報（QR）				レコードID	SVNT042						

再定義レコードレイアウト 郵便局名 再定義元：本店・支店名		
項 番	74	
項 目 名	郵便局名	
形 式	-	
属 性	X	
バイト数	21	
バイト位置	679	

項 番	
項 目 名	
形 式	
属 性	
バイト数	
バイト位置	

項 番	
項 目 名	
形 式	
属 性	
バイト数	
バイト位置	

基本設計	入出力設計			レコードレイアウト				作成		承認		作成日		P	
業務名	通知統合			業務 I D	VNT	レコード名称	給付金統合通知情報（QR）				レコードID	SVNT042			

再定義レコードレイアウト 支払先貯金通帳番号 再定義元： 支払先預金通帳番号														
項 番	76													
項 目 名	支 払 先 貯 金 通 帳 番 号													
形 式	-													
属 性	X													
バイト数	18													
バイト位置	700													

項 番														
項 目 名														
形 式														
属 性														
バイト数														
バイト位置														

項 番														
項 目 名														
形 式														
属 性														
バイト数														
バイト位置														

基本設計	入出力設計			レコードレイアウト（外出し項目）				作成		承認		作成日		P	
業務名	通知統合		業務 I D	VNT	レコード名称	給付金統合通知情報（QR）			レコードID	SVNT042					

*1QR郵便物区分コード

*2帳票情報再定義

*3給付金改定通知情報

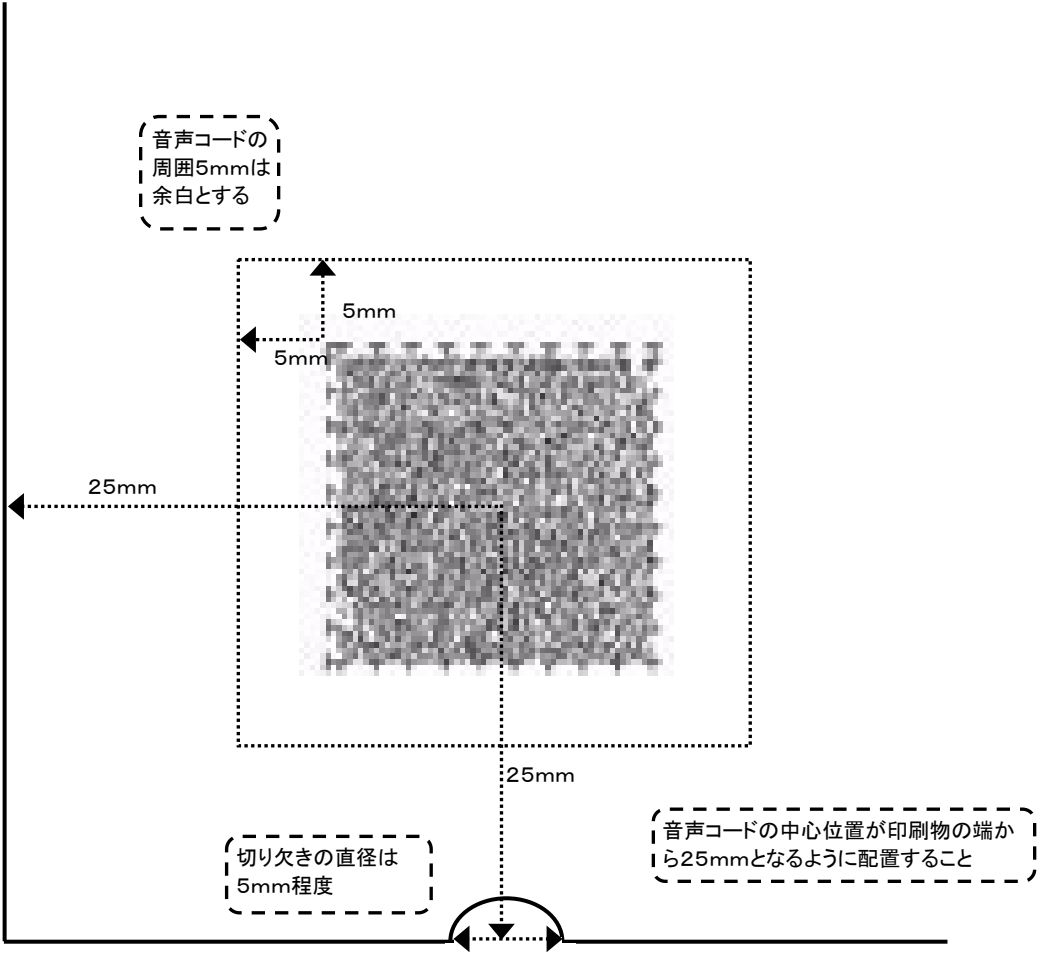
印刷専用社会保険フォント一覧

平成26年8月

1. 1版

日本年金機構

音 声 コ ー ド 印 字 要 領



※1 付与する音声コードは「音声コード(専用読み取り装置、携帯電話、スマートフォンのいずれでも読み取り可能な形式)」とし、設定情報は以下の表1のとおりとする。

※2 音声コードの仕様等詳細については当該コード開発(販売)元に十分確認すること。

表 1

項番	区分	仕様
1	サイズ	Lサイズ
2	誤り訂正	強
3	声の種類	男

※ 文字数超過によって、誤り訂正レベルを「強」に設定できない場合は、誤り訂正レベル「中」で作成すること。

※ 音声コード作成において、声の種類が選択できない場合は、声の種類「男」でなくとも可とする。

※ スマートフォン(アプリ)において、声の種類はアプリの設定に依存することを可とする。

「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書・振込通知書」に
 係る音声コードへ収録する内容【固定音声コード】(案)
 (専用読取装置、携帯電話、スマートフォン対応型)

ねんきん きこう れい わきゅうねんど ねんきんせいかつしゃし えんきゅうふきんしきゅう
 につぽん 年金機構 から、令和 9 年度の 年金生活者支援給付金 支給
 きんがくかいていつうちしよ ふりこみつうちしよ いったいか つうちしよ おく
 金額改定通知書と振込通知書を一体化した通知書をお送りします。

しきゅうきんがくかいていつうちしよ ねんきんせいかつしゃし えんきゅうふきん う と かた
 支給金額改定通知書は、年金生活者支援給付金を受け取っている方
 ねん いちど しきゅうきんがく し
 に、年に一度、支給金額をお知らせするものです。

ふりこみつうちしよ ねんきんせいかつしゃし えんきゅうふきん う と かた かくしはらい
 振込通知書は、年金生活者支援給付金を受け取っている方に、各支払
 づき しはらいがく し
 月の支払額をお知らせするものです。

つうちしよ ないよう と あ きゅうふきんせんよう
 この通知書の内容についてのお問い合わせは、給付金専用ダイヤル
 ねが
 へお願いします。

でんわばんごう ぜろご ななぜろのぜろご のよんぜろきゅうに
 電話番号は、0570-05-4092です。

きやくさま でんわばんごう ぜろごぜろ はじ ばあい とうきょう ぜろさんのご ごさんきゅうのに
 お客様の電話番号が050から始まる場合は、東京、03-5539-2
 にいちろく
 216におかけください。

と あ さい ほんにん かくにん き そ ねんきん
 お問い合わせの際は、ご本人であることを確認するため、基礎年金
 ばんごう うかが ようい
 番号を伺いますので、あらかじめご用意ください。

ちか ねんきんじむしょ こ しよるい よ あ
 また、お近くの年金事務所にお越しいただければ、書類の読み上げな
 てつた
 どのお手伝いをさせていただきます。

※専用読取装置、携帯電話、スマートフォンで読み取りした際に、上記文中の漢字部分をルビどおりに読み上げない場合は、平仮名表記にした上で音声コードを作成してください。

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
氏 名

印

本番検証品にかかる品質保証並びに 印刷誤り防止にかかる報告書

「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）」にかかる本番検証品について、当社において検証を行った結果、校了後の印刷原稿並びに委託要領の出力仕様書に基づいたデータ印字となっていることを証明します。

また、本番印刷作業について、本番検証品作成時と同一の環境を使用する等、仕様書どおりの印刷となるよう措置を講ずることを報告します。

【実施方法】

どのように実施したか、簡潔に記載してください。

○本番検証品を作成した環境（本番環境にて作成した場合は下記□に✓してください。）

・本番環境にて本番検証品を作成した□

○品質検証の内容

・「統合通知書出力仕様」に基づいた印刷物作成プログラムとなっていることを確認した□

○印刷誤り防止の内容

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
特定事業部長 神 陽美 殿

所 在 地
法人名又は商号
氏 名 印

本番品にかかる品質保証書

「年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和9年度）」にかかる本番品については、先に提出した本番検証品と同一の環境で作成し、同一の内容であったことを確認し、仕様書どおりに印刷していることを保証します。

【実施方法】

どのように実施したか、簡潔に記載してください。

○本番品を作成した環境（本番環境にて作成した場合は下記□に✓してください。）

・本番検証品と同等の環境で本番品を作成した□

○品質検証の内容

・「統合通知書出力仕様」に基づいた印刷物作成プログラムとなっていることを確認した□

○印刷誤り防止の内容

差出通数集計表（年金生活者支援給付金支給金額（改定）通知書・振込通知書の作成及び発送準備業務（令和 9 年度））

事業者名：_____

	バーコード有	バーコード無	引抜	本番ダミー	合計
令和 9 年 6 月 7 日差出分	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件

差出可能郵便局一覧

令和 8 年 1 0 月現在

	郵便局名		郵便局名		郵便局名
1	○ 道央札幌郵便局	35	○ 新岩槻郵便局	69	○ 広島郵便局
2	秋田中央郵便局	36	新越谷郵便局	70	徳山郵便局
3	盛岡中央郵便局	37	○ 川越西郵便局	71	下関郵便局
4	○ 岩手郵便局	38	高崎郵便局	72	○ 山口郵便局
5	青森中央郵便局	39	○ 群馬南郵便局	73	○ 高松南郵便局
6	○ 青森西郵便局	40	○ 長野東郵便局	74	○ 徳島中央郵便局
7	○ 函館中央郵便局	41	○ 松本南郵便局	75	○ 高知東郵便局
8	○ 苫小牧郵便局	42	○ 甲府中央郵便局	76	○ 松山西郵便局
9	札幌中央郵便局	43	沼津郵便局	77	○ 北九州中央郵便局
10	○ 旭川東郵便局	44	○ 静岡郵便局	78	○ 新潟岡郵便局
11	○ 帯広郵便局	45	静岡南郵便局	79	○ 久留米東郵便局
12	○ 北見郵便局	46	○ 浜松西郵便局	80	○ 大村郵便局
13	○ 銀座郵便局	47	○ 愛知郵便局	81	植木郵便局
14	○ 新東京郵便局	48	○ 豊橋南郵便局	82	○ 熊本北郵便局
15	杉並南郵便局	49	名古屋神宮郵便局	83	○ 大分東郵便局
16	○ 東京北部郵便局	50	岐阜中央郵便局	84	○ 宮崎中央郵便局
17	板橋北郵便局	51	○ 四日市西郵便局	85	鹿児島中央郵便局
18	三鷹郵便局	52	大津中央郵便局	86	○ 鹿児島郵便局
19	調布郵便局	53	○ 新大阪郵便局	87	○ 那覇中央郵便局
20	○ 東京多摩郵便局	54	京都中央郵便局	88	○ 福井南郵便局
21	川崎港郵便局	55	○ 京都郵便局	89	○ 新金沢郵便局
22	○ 川崎東郵便局	56	福知山郵便局	90	○ 富山西郵便局
23	神奈川郵便局	57	○ 奈良中央郵便局	91	富山南郵便局
24	○ 神奈川西郵便局	58	○ 和歌山中央郵便局	92	長岡郵便局
25	綾瀬郵便局	59	○ 神戸中央郵便局	93	新潟中央郵便局
26	○ 千葉中央郵便局	60	○ 尼崎郵便局	94	○ 新潟郵便局
27	松戸南郵便局	61	○ 姫路郵便局	95	福島東郵便局
28	浦安郵便局	62	○ 米子郵便局	96	郡山郵便局
29	○ 市川南郵便局	63	○ 松江中央郵便局	97	○ 郡山東郵便局
30	○ 土浦郵便局	64	岡山中央郵便局	98	仙台中央郵便局
31	筑波学園郵便局	65	倉敷郵便局	99	○ 新仙台郵便局
32	○ 水戸中央郵便局	66	○ 岡山郵便局	100	○ 山形南郵便局
33	○ 宇都宮東郵便局	67	福山東郵便局		
34	さいたま新都心郵便局	68	広島中央郵便局		

※5万件以上の差出の場合は○印の郵便局に限る